

第一三章 新市町村建設促進法の制定

第一節 新市町村建設促進法制定の経緯

一、町村合併促進法の失効

町村合併促進法は、昭和三十一年（一九五六）九月三〇日その効力を失ったが、今次の町村合併は明治三十二年の大合併に次ぐ歴史的大事業として、わが国の市町村行政規模に画期的な変革をもたらし、町村規模合理化の目的は予期以上に達せられた。政府は町村合併促進法の失効にあたり「町村合併三箇年の歩みをかえりみて」と題する自治庁長官談話を発表し、この歴史的大事業がおおむねその目標を達成することができたことを慶ぶとともに、新しく誕生した市町村に対し統合強化された市町村の実力を最大限に發揮し、その地域の特性に応じ、総合的かつ計画的にその建設を実施して逐次合併の成果を挙げるよう要望し、あわせて政府自らも新市町村の健全な発展が具現されるよう今後全力を尽くすことを強調した。

また、同日自治庁は、三か年間に於ける町村合併進捗状況を發表したのに続いて、一〇月六日、自治庁長官名をもって各都道府県知事あて「町村合併の進捗について」の通知を出し、三か年にわたる都道府県の努力と苦勞に應えると同時に、今後とも未合併町村の合併促進に努力を続けるよう要望した。

町村合併三箇年の歩みをかえりみて

（昭三一・一〇・一自治庁長官談話）

去る昭和二十八年一〇月、町村合併促進法が施行されてから、ここに滿三年を経過し、同法はその使命を遺憾なく果して、その効力を失うこととなった。

幸いにして、この三箇年間、町村合併の歴史的大事業は、住民各位の理解と

関係市町村の献身的な努力並びに都道府県当局、関係団体及び諸機関の積極的な協力と支援により、いわば全国的な運動として、全国津々浦々にわたって展開されておおむねその目標を達成するに至った。まことに「同慶にたえないところである。

思うに、今回行われた町村合併の運動は、国政の基本理念である民主政治の基盤を強化し、真に住民の福祉を増進することを狙いとするものであつて、実に明治二十二年市制町村制の施行に先立って、断行された町村合併以来の大事業であり住民自らによって行われた静かなる大改革と申すべく、まさに我が国地方行政の歴史に新たな一紀元を画するものであつた。

かえりみれば、昭和二十八年一〇月、当時人口八、〇〇〇に満たない八、二〇〇余町村を再編成し、約六、二七〇町村を減少することを目途とする閣議決定に基き、個々の町村の実情に即して都道府県ごとの合併計画が策定されたのであるが、町村合併促進法の失効日に当り、この三箇年間に減少した町村の数は実に約六、一五〇町村の多きに達した。

これが進捗率は、国の計画に対して九八パーセント、都道府県の計画に対して八九パーセントに当る。これによって昭和二十八年当時の全国町村の平均人口五、〇〇〇余人が、今日では一四、〇〇〇人に増大したのである。

このような輝かしい合併の進捗のかけには、約一〇万余人の町村議會議員、約一八、〇〇〇人の町村長、助役、収入役が町村将来の発展のために進んでその職を退いたという事実を忘れてはならない。

ここに誕生した二、二〇〇余の新市町村は、合併によって高められた自治協同の意識に基づき、住民及び関係機関の分担協力によって、統合強化された市町村の実力を遺憾なく發揮し、その地域の特性に応じ総合的かつ計画的にその建設を一步一步着実に実施して、逐次合併の成果を挙げられるように切に望むものである。

政府においても、新市町村の健全な発展が具現されるよう今後全力を挙げてこれに対する施策の充実を期してまいる所存である。

なお、今後に残された課題として、まず第一に、未合併町村においては、そ

それぞれ合併に踏み切れなかった特殊な事情をすみやかに克服して、一日も早く適正な合併を実現することが必要である。第二に、合併に伴って生じた一部区域の分離問題等については、すみやかに相互の意見の調整を図り、相ともに新市町村の建設に努められるよう希望する。第三に、都道府県の境界にまたがる町村合併については、関係住民の福祉を具体的に確保するという見地に立って、慎重に検討を加えてまいりたい所存である。

町村合併の進捗について

昭三一・一〇・六付自甲振發第二六号

(各都道府県知事あて 自治庁長官通達)

かねて貴職の格別の御尽力を煩らわしてきた町村合併の歴史的な大事業は、町村合併促進法施行以来満三箇年を迎え、おおむねその目標を達成するに至った。

町村の規模を拡大してその適正化を図ることは、市町村自治の基盤を強化し、その充実と発展を期する所以であるのみならず、国及び地方を通ずる行政の合理化と改善の基本をなすものであり、まことに御同慶にたえないところである。ここに、三箇年にわたる貴職を始め関係職員の献身的な御努力と御苦勞に対し衷心から敬意と謝意を表する次第である。

なお、今後とも未合併町村の合併の強力な推進及び合併に伴う紛争の合理的な処理につき、格段の御努力を傾けられるようお願いする。

一、町村合併の進捗

町村合併促進法の失効に際し自治庁から発表された「町村合併の進捗状況等について」によると、同法が施行された三か年間に合併に係した市町村数は八、六九七で、減少した町村数は六、〇〇〇余に達し、これは昭和二八年(一九五三)一〇月三〇日閣議決定による国の町村合併基本計画に対し九八パーセント、都道府県の合併計画に対して八九パーセントの進捗率であった。そのうち、新設合併関係市町村数七、四七二、これにより誕生した新市二二二、新町一、七六六、編入合併関係市町村

数二、二一〇、これにより規模の拡大された新市町村は八〇五となつてゐる。そのため、合併前における平均人口五、三九六人、平均面積三四・八九平方キロメートルの町村規模は、合併後においては平均人口一五、八七一人、平均面積一〇四・〇八平方キロメートルとそれぞれ三倍近く拡大され、町村の規模と行財政能力は飛躍的な拡充強化を見るに至つたとされている。

町村合併の進捗状況等について(自治庁発表資料)

一 町村合併促進法は、この九月三〇日をもって失効したのであるが、昭和二八年一〇月一日同法施行以来三年間における町村合併の成果は別紙資料のとおりであつて、昭和二八年一〇月三〇日閣議決定による町村合併基本計画(三箇年に六、二八一町村を減少して、同法施行前の町村数九、六二二をおおむね三分の一の三、三三一とする。)に対して九八パーセント、これに基いて策定された都道府県の合併計画に対して八九パーセントの進捗率である。

すなわち、この三年間に合併に係した市町村数は八、六九七(新設合併関係市町村数七、四七二、これにより誕生した新市二二二、新町一、七六六、編入合併関係市町村数二、二一〇、これにより規模の拡大された新市町村八〇五)、減少した市町村数は六、〇〇〇に達した。合併前平均人口五、三九六人、平均面積三四・八九平方キロメートルの町村規模は、合併完了後においては平均人口一五、八七一人、平均面積一〇四・〇八平方キロメートルとそれぞれ三倍近く拡大され、町村の行財政能力は一新されることになる。

しかしながら、この合併のかけには、一〇万人の町村議会議員、一八、〇〇〇人の町村長、助役及び収入役が町村将来の発展のため、進んでその職を退いた事実を忘れてはならない。

二 町村合併に関し今後に残された課題である未町村合併の合併完遂及び町村合併に伴ういわゆる分村問題等諸種の紛争の解決の問題等については、新市町村建設促進法に規定する手続によつて、すみやかにかつ合理的に処理して参りたい。

第一に、残されたおよそ一、〇〇〇の未合併小規模町村については各都道府

北海道 青森 岩手 宮城	都道府県		合併計画 による 町数減少 (イ)	合併計画 による 町数減少 (ハ)	合併計画 による 町数減少 (ニ)	進捗率 (二) (二)
	国の合計計画 に対する進捗状況	都道府県の合計計画 に対する進捗状況				
一〇八	一〇九	一〇七	一〇八	一〇九	一〇九	八五%
一四七	一五八	一〇七	一四七	一五八	一五八	九二%
八九	九四	一〇六	八九	九四	九四	九一%
一一〇	四九	四五%	一一〇	八二	一一〇	六〇%

各都道府県における町村合併進捗状況

県においてあらたな観点から合併計画を検討し、内閣総理大臣に協議して明年三月三十一日までに町村合併の勧告を行うものであるが、自治庁として、各都道府県から協議を受ける段階において不合理な合併計画を是正し、今年度中に残された合併問題の大部分を実結致したいと考えている。

第二に、町村合併の進行に伴い、いわゆる分村問題等の深刻な紛議を生じてその解決を今後持ち越されたものが少くないのであるが、これらの問題については、都道府県におかれる町村合併調整委員の調停制度の活用によって、すみやかに処理するよう指導したい。

第三、都道府県の境界にわたる町村合併ないし境界変更の問題も少なからず発生しているのであるが、これらについては、住民の福祉を具体的に確保するという見地にたつて慎重に検討を加え、真に必要なものを得ないものについては、新市町村建設促進中央審議会の意見をきいて処理することといたしたい。

三 今回の町村合併によって、二〇〇余の新市町村が誕生したのであるが、もとより合併の成果は一日にして期し得るものではなく、新市町村は、合併によりたかめられた自治協同の意識に基き統合強化された実力を発揮してその建設計画を実施すべきであるが、自治庁としても、新市町村を育成して基礎的地方公共団体としての発展の基礎を整えるため、その建設の促進に最大限の努力を傾注する所存である。しかしながら、新市町村の建設促進には、関係各省の特定の援助協力なくしては所期の成果を挙げることは不可能であるので各省の施策において、今後とも特別のご配慮をお願いしたい。(別表参照)

香川	徳島	山口	広島	岡山	島根	鳥取	和歌山	奈良	兵庫	大阪	京都	滋賀	三重	愛知	静岡	岐阜	長野	山梨	福島	石川	富山	新潟	神奈川	東京	千葉	埼玉	群馬	栃木	茨城	福島	山形	秋田
一〇二	七九	一〇九	二二六	二八八	二四二	九六	一三二	九〇	二一七	八〇	一〇一	一九五	一四九	一四九	一九二	二四四	一三八	一〇四	一一五	一一五	二五四	七一	四〇	一九一	二二二	一一七	九五	二五五	二五七	一五一	一五六	
一一	六四	一一三	二二二	一七五	一三一	八四	一三〇	七〇	二〇八	九一	九八	一九一	一六六	一四九	一七九	二〇一	一一八	一一七	一〇八	一一八	二五三	八一	四〇	一八六	二二四	一一一	一一五	二七七	二六四	一七〇	一五四	
〇八	八二	〇四	九四	九三	九二	八八	九八	九七	九六	一四	九七	九八	〇〇	〇一	〇一	八二	九三	〇〇	〇二	九四	〇〇	一一四	〇〇	九七	〇一	九五	〇九	〇三	一三	九九		
二二三	八七	二二三	二二九	二〇六	二四三	九二	一五六	一〇五	二二二	〇九	一〇五	一一七	一九六	二〇四	二〇四	二四三	一四六	一〇九	一〇三	一四三	二六七	七七	四八	二一〇	二二二	二二七	二七五	二七〇	二七二	一七〇	一七〇	
一一	六四	一一三	二二二	一七五	一三一	八四	一三〇	七〇	二〇八	九一	九八	一九一	一六六	一四九	一七九	二〇一	一一八	一一七	一〇八	一一八	二五三	八一	四〇	一八六	二二四	一一一	一一五	二七七	二六四	一七〇	一五四	
九〇	七五	九三	八五	九二	九一	八三	六七	九四	八三	九三	九一	八八	八五	八八	八二	八八	九五	八九	九五	一〇五	八三	八九	九二	八〇	九一	〇一	九八	九九	九九	九九	九九	

都道府県	昭和二八年度	昭和二九年度	昭和三〇年度	昭和三一年度
北海道	合併基本 数による 町減計	合併基本 数による 町減計	合併基本 数による 町減計	合併基本 数による 町減計
青森	11	10	9	8
岩手	12	11	10	9
宮城	16	15	14	13
秋田	22	21	20	19
山形	24	23	22	21
福島	34	33	32	31
茨城	38	37	36	35
栃木	38	37	36	35
群馬	44	43	42	41
埼玉	53	52	51	50
千葉	59	58	57	56
東京都	93	92	91	90
神奈川県	105	104	103	102
新潟	131	130	129	128
富山	138	137	136	135
石川	137	136	135	134
岐阜	182	181	180	179
静岡県	228	227	226	225

国の年度別合併基準計画に対する町村合併の進捗状況

愛媛	144	150	172	193
高知	105	104	130	149
福岡	153	149	163	188
佐賀	75	77	98	115
長崎	82	72	80	98
熊本	222	232	277	329
大分	132	133	172	217
宮崎	99	99	121	149
鹿儿岛	188	188	247	285
合計	1,273	1,264	1,547	1,888

促進法施行当時と昭和三二年九月末における市町村の増減調べ

都道府県	昭和二八・九・三〇現在数				昭和二二・九・三〇現在数				市町村合併促進法前と現在との増減比較			
	市	町	村	計	市	町	村	計	市	町	村	計
北海道	一六	一〇二	一六〇	二七八	二二	一一	一〇二	二三四	五		△五八	△四四
青森	三三	三三	一二七	一六三	三〇	二六	三六	七二	△	△	△九一	△九一
岩手	三五	三三	一八三	二二一	二六	二二	三三	六九	△	△	△五一	△五一
宮城	四五	四九	一三三	一八七	六一	五二	二二	七九	△	△	△一二	△一〇八
秋田	四	五〇	一七〇	二二四	八	三九	二七	七四	△	△	△一四三	△一五〇
山形	五	三〇	一八七	二二二	四	二九	一八	五六	△	△	△一六九	△一六六
福島	五	六五	三〇九	三七九	一三	二九	五八	一二三	△	△	△一五一	△一五六
茨城	四	五四	三〇三	三六六	一五	四一	四四	一〇〇	△	△	△一六四	△一六六
栃木	五	三七	一二八	一七〇	〇	二九	二一	六〇	△	△	△一〇七	△一〇〇
群馬	五	四〇	一五一	一九六	〇	三〇	五〇	九〇	△	△	△一〇一	△一〇六
埼玉	八	四九	二六六	三二三	一八	三九	五二	一〇九	△	△	△一一四	△一一四
千葉	一〇	七六	一九八	二八四	一七	七一	一七	一〇五	△	△	△一八一	△一七九
東京	五	一九	六〇	八四	八	二三	一六	四七	△	△	△四四	△三七
神奈川	八	三五	七三	一六	三	二四	三	四〇	△	△	△七〇	△七六
新潟	七	五一	三二六	三八四	一九	四五	七九	一四三	△	△	△二四七	△二四一
富山	五	二八	一二五	一五八	二	二五	二〇	五三	△	△	△一〇五	△一〇五
石川	三	三六	一四一	一八〇	五	三四	一六	五五	△	△	△二二五	△二二五
福井	四	一八	一二八	一五〇	二	一八	二四	四九	△	△	△一〇四	△一〇一
山梨	二	一九	一七一	一九二	七	三一	三一	六九	△	△	△一四〇	△一三三
長野	六	三四	三三八	三七八	五	四三	二八	八四	△	△	△二一〇	△一九四
岐阜	六	五五	二二五	二八六	七	四三	五八	一一三	△	△	△二六七	△二七三
静岡	二	五〇	二一九	二八一	一六	五〇	五三	一九	△	△	△二六六	△二六二

合 計	鹿 兒 島	宮 崎	大 分	熊 本	長 崎	佐 賀	福 岡	高 知	愛 媛	香 川	德 島	山 口	広 島	岡 山	島 根	鳥 取	和 歌 山	奈 良	兵 庫	大 阪	京 都	滋 賀	三 重	愛 知
二 八 五	六	六	七	五	五	二	一 二	一	六	三	三	一 〇	六	九	四	二	四	二	一 四	一 七	五	三	七	一 三
一、 九 六 七	五 一	二 六	四 〇	四 一	四 八	二 七	六 八	四 〇	四 一	二 一	四 三	三 一	六 五	六 六	三 四	二 七	三 三	三 二	五 八	四 三	二 五	二 四	三 七	八 三
七、 六 四 三	六 六	四 七	一 四 八	二 七 四	一 〇 七	九 二	一 八 二	一 二 九	一 八 七	一 三 四	八 二	一 二 九	二 五 八	二 〇 二	一 六 四	一 〇 六	一 六 三	一 〇 四	二 五 〇	八 九	一 一 九	一 三 三	二 三 〇	一 二 一
九、 八 九 五	一 二 三	七 九	一 九 五	三 二 〇	一 六 〇	一 二 二	二 六 二	一 七 〇	二 三 四	一 五 八	二 二 八	一 七 八	三 三 九	二 七 七	二 〇 二	一 三 五	二 〇 〇	一 三 八	三 三 二	一 四 九	一 四 九	一 六 〇	二 七 四	二 一 七
四 九 八	一 二	七	一 一	九	八	七	一 九	六	一 〇	五	三	一 三	一 一	一 二	八	四	七	六	一 九	二 三	七	六	一 二	二 一
一、 九 〇 四	五 五	二 六	三 三	三 七	四 九	二 〇	六 九	三 〇	四 一	二 七	四 二	三 四	八 九	六 九	三 二	三 〇	四 一	二 〇	七 二	二 九	三 六	四 一	四 〇	五 七
一、 五 七 一	三 四	二 六	二 三	七 一	三 四	二 三	三 二	三 五	三 七	一 八	一 九	一 三	二 二	二 四	三 五	一 九	二 五	四 六	二 八	一 二	一 〇	一 〇	三 六	三 三
三、 九 七 三	一 〇 一	五 九	六 七	一 一 七	九 一	五 〇	二 〇	七 一	八 八	五 〇	六 四	六 〇	二 二 二	一 〇 五	七 五	五 三	七 三	七 二	一 一 九	六 四	五 三	五 七	八 八	一 一 一
二 二 三	六	一	四	四	三	五	七	五	四	二	〇	三	五	三	四	二	三	四	五	六	二	三	五	八
△ 六 三	四	〇	△ 七	△ 四	一	△ 七	一	△ 一 〇	〇	六	△ 一	三	二 四	三	△ 二	三	八	△ 二 二	一 四	△ 二 四	一	一	△ 一 七	△ 二 六
六、 〇 七 二	△ 三 二	△ 二 一	△ 二 五	△ 二 〇 三	△ 七 三	△ 七 〇	△ 二 五 〇	△ 九 四	△ 二 五 〇	△ 一 六	△ 六 三	△ 一 六	△ 二 三 六	△ 二 七 八	△ 二 二 九	△ 八 七	△ 二 三 八	△ 五 八	△ 二 二 二	△ 七 七	△ 二 〇 九	△ 二 二 三	△ 二 九 四	△ 八 八
五、 九 二 二	△ 二 二	△ 二 〇	△ 二 八	△ 二 〇 三	△ 六 九	△ 七 二	△ 二 四 二	△ 九 九	△ 四 六	△ 〇 八	△ 六 四	△ 一 〇	△ 二 〇 七	△ 二 七 二	△ 二 七	△ 八 二	△ 二 七	△ 六 六	△ 二 〇 三	△ 八 五	△ 九 六	△ 一 〇 三	△ 一 八 六	△ 一 〇 六

三、未合併町村の合併促進と新市町村育成

町村合併促進法の失効時における町村合併の進捗率は国の合併計画に對して九八パーセント、都道府県の計画に對して八九パーセントで、若干の未合併町村が残ったため、政府はこれらの未合併町村の合併を促進するため「昭和三一年度下半期における町村合併推進措置要領」を作成し、昭和三一年度を第一期と第二期に分け、第一期中に合理的な合併計画の策定と大半の未合併町村に對して知事の勧告を行い、なお残された未合併町村については第二期中に全て知事の勧告を行って、昭和三一年度中には未合併町村の合併を完遂しようとの方針を打ち出した。

昭和三一年度下半期における町村合併推進措置要領

第一 方針

今後における町村合併の推進に関しては、本年一二月末までを第一期、それ以降明年三月三十一日までを第二期とし、第一期に合理的な町村合併計画の策定及び大半の未合併町村に對して都道府県知事の勧告を行い、残された未合併町村についても第二期中にはことごとく都道府県知事の勧告を行って、本年度中に未合併町村の合併の完遂を期するものとする。

第二 要領

今後における町村合併については、新市町村建設促進法（以下「法」という。）第二十八条第一項の規定による町村合併に関する計画（以下「合併計画」という。）の策定を前提とし、同項の規定による都道府県知事の勧告及び必要に応じ同条第二項の規定による選挙人の投票並びに法第二十九条第一項の規定による内閣総理大臣の勧告等を活用してその強力な推進を図るものであるが、各都道府県においては、常に町村合併の必要性及び当該合併計画の妥当性等について住民の啓発宣伝を行い、民主的な町村合併の完遂を期し得られるよう留意しなければならないこと。

なお、法の運用に當つて、具体的に留意すべき事項は、次のとおりであること。

一 合併計画の策定

- 1 合併計画の策定に當つては、未合併町村の地勢、交通、経済事情その他の事情及び町村合併に對する住民の意向等を綿密に調整し、必ずしも従前の合併計画にこだわることなく実情に即した計画を定めるよう努めること。

- 2 町村の一部区域の分離の問題のあるものについては、合併計画策定の際に十分に事情を調査し、合併後に分離問題を持ち越すことのないように、原則として合併計画においてその可否を明らかにすることが適當であること。

- 3 新市町村建設促進審議会の意見聴取は、個々の未合併町村の合併計画に對して具体的にを行うものとし、要すれば学識経験委員等による小委員会を設置して現地の事情を調査し、住民の意向を聴取する等、意見の聴取が形式に流れないように留意すること。

- 4 合併計画に関する内閣総理大臣との協議については、事前に当庁と内協議を行うものとし、その時期については、別途当庁において指示するところによること。内協議の時期は、新市町村建設促進審議会において審議の結果、一応の結論を見た段階とし、内協議の結果によつて、当該審議会が最終的な結論を出すものとするように配慮されたいこと。なお、内協議に當つては、前記1の調査の結果を明らかにした書類（別記様式第一号（省略））及び関係図面（建設省地理調査所作成の五万分の一の地形図を含む）を持参するものとする。

- 5 合併計画に関する内閣総理大臣との協議は、すべての未合併町村の合併計画に對して同時に行うことを原則とすること。ただし、早急に合併の機運のある町村又は特に困難な事情のある町村についてはこの限りでないこと。

なお、法第二条第五項の未合併町村に該当する町村であるが、これを適正規模又は合併不能と認定して合併計画の策定を行わないこととするものについてもその事情を明らかにして協議すること。

- 6 合併計画の策定は、第一期中にすべての未合併町村に對して行うことを原則とするが、前記5ただし書中特に困難な事情のある町村に對してはこの限りでないこと。

二 都道府県知事の勧告

- 1 町村合併に関する都道府県知事の勧告は、合併計画を示して、これに基づき町村合併を行うべき旨を関係市町村に對して勧告するものであること。なお勧告の方式はおおむね別紙様式第二号（省略）によることが適當であること。
- 2 勧告は、合併計画の策定を終えたときに、すべての関係市町村に對して行うことを原則とするが、都道府県の実情に應じて合併の重点的推進時期を設け、段階を分けて数次にわたつて勧告を行う方法も考慮されること。
- 3 勧告を行ったときは、都道府県知事は、関係地域住民の啓発宣伝に努め、関係市町村間の積極的なあつせんを行い、要すれば法第二十六条第九項の規定

により町村合併調整委員にあつせん又は調停を行わせる等、あらゆる努力をつくして関係市町村の円満な合意による自主的な合併の達成を図らなければならないこと。

三 町村合併に関する選挙人の投票

1 投票の請求を行うについては、当該町村合併に関する啓発宣伝を充分に行つた上、住民一般の動向を考慮し、新市町村建設促進審議会の意見をきいてこの際選挙人の投票によつて事を処理することが最も適当であると認められる場合において行うよう特に配慮すること。

2 投票の請求は、当該町村合併の形式（新設又は編入）及び新設合併にあつては名称を明らかにして行うものとする。なお、投票請求書の方式はおおむね別記様式第三号（省略）によることが適当であること。

3 市町村の選挙管理委員会が投票を執行しない場合においては、都道府県の選挙管理委員会に対して投票の請求をすることが予期され、この場合は、内閣総理大臣に協議することとなっているので、市町村の選挙管理委員会に対して投票の請求をする場合においても、事前に当庁に打合せするように配慮された。

四 その他

1 法第二十九条第一項の規定による内閣総理大臣の勧告並びに同上第三項又は第九項の規定による内閣総理大臣の処分等に関しては、必要に応じ別途取扱方を定めるものであること。

2 都道府県知事の勧告又は選挙人の投票等に基づいて町村合併を行った市町村の新市町村建設計画の策定については、町村合併後すみやかに、あらかじめ都道府県知事の意見をきき、議会の議決を経て、町村合併促進法第六条第三項に掲げる事項について大綱を定めるものとし、事後に、法第五条第一項の規定により、新町村建設計画の調整を行うものとするよう指導されたいこと。

これより先政府は、今や町村合併の促進から新市町村建設の段階に入ったものとみて、新市町村の健全な育成をはかるとともに、未合併町村の合併をさらに促進する措置として特別立法を企画し、町村合併促進法に代えて新市町村建設促進法を制定することとなり、昭和三十一年二月二十八日法案を参議院に提出した。参議院は同法案をただちに地方行政委員

会に付託したが、同法案は町村合併の終局の目的を達成するための重要法案であるとして慎重な審議が進められ、同年四月二三日の本会議において一部修正のうえ、次の付帯決議を付して可決され、同日衆議院に送付された。

付帯決議

新市町村建設促進法の趣旨を実現し、新市町村の健全な育成を期するには各省各庁の積極的な協力が根本であるにかんがみ、政府は本法に規定する各般の措置については格段の配慮をなし実施上遺憾なきを期すべきである。特に左の諸点について配慮すべきである。

一 新市町村育成のため十分なる予算措置を講ずること。

二 合併については、関係市町村の意思を尊重し苟も中央の一方的計画に基づきこれを強行するようなことを避けること。

三 財政再建整備団体になつた新市町村については、合併市町村の特殊事情に鑑み、財政再建の実施に当つては本法の趣旨ができるだけ達成されるように努めること。

一方衆議院は四月二四日地方行政委員会で審議を開始し、社会党に本法案に対する反対意見があり、また、町村合併促進法の有効期間の一年延長などが提案されたが六月二日の本会議において原案が可決され、同月三〇日法律第一六四号をもつて公布され、一部を除いて即日施行された。

第二節 新市町村建設促進法の施行に伴う政府の措置

新市町村建設促進法の成立に伴い、政府は昭和三十一年（一九五六）七月一六日付自治庁次長名をもつて各都道府県知事あて「新市町村建設促進法の施行に関する件」の通達を出し、新市町村の健全な育成と未合併町村の合併促進にあつたての留意事項として、（一）総則に関する事項、

(二) 新市町村建設計画の調整その他その実施に関する事項、(三) 新市町村建設計画の実施の促進に関する事項、(四) 他の法律の特例に関する事項、(五) 町村合併に伴う争論の処理及び未合併町村の町村合併の推進に関する事項、(六) その他の事項、の各項目について、それぞれ具体的な指示を与えるとともに、この法律を円滑に施行し、未合併町村の合併と新市町村の建設促進をはかるため都道府県における関係機関の積極的な協力を特に要請した。

さらに自治省は、昭和三十一年度中に合併にいたらなかった未合併町村の合併促進措置として「未合併町村の合併推進措置要領」を定め、昭和三十三年四月都道府県に示した。

新市町村建設促進法の施行に関する件(通知)

自乙振発第二五号 昭三一・七・一六

自治庁次長 各都道府県知事あて通知

標記の法律は、第二四回国会において成立し、六月三〇日法律第一六四号として、同法施行令は、同日政令第二二三号として公布され、昭和三十一年一月一日から施行される一部を除き即日施行された。

町村合併促進法が制定されてから、町村合併の歴史的事業は全国的におおむね順調に進捗して、今日に至ったが、未合併町村については、更に強力にかつ合理的に合併を推進し、できる限り同法の有効期間中にその完了を図るよういたしたく、一層の協力を賜りたい。これとともに、合併によって生まれた新市町村の健全な建設を促進することが緊要であり、今日においては、大勢は新市町村建設促進の段階に入ったともいうことができる。而して、新市町村の建設を促進し町村合併の目的を達成するには、新市町村自身が新しい地域を基礎としてすみやかにその一体的態勢を確立し、町村合併によって統合強化された行財政能力を発揮し、その建設を自主的に進めてゆくことが根本であるが、国、都道府県等においても、その自主的な努力に依りて、その協力的援助の措置を更に強化することが肝要である。

このような事情にかんがみ、今回、町村合併促進法に代えて、新たに新市町村建設促進法が制定せられたことになったのであるが、この法律を円滑に施行し、

未合併町村の合併と新市町村の建設の促進を期するには、各都道府県における関係機関の積極的な協力にまつところがきわめて多い。

貴職におかれては、左記事項に御留意の上格別の御配慮をお願いしたい。管下市町村に対しても、右の旨御示達の上、適切な御指導をお願いする。右命により通知する。

記

第一 総則に関する事項

一 目的

(一) この法律は、新市町村建設の基本となるべき事項を明らかにし、これに対する国又は都道府県等の協力的援助の措置を明らかにすることよって、新市町村建設計画の実施を促進し、新市町村の健全な発展の基礎を固めるために必要な事項を定めるものであること。

(二) この法律は、(一)とあわせて未合併町村の町村合併を協力的に推進し、町村合併の完遂を期するとともに、町村合併に伴う争論を合理的に解決するためにあつせん、調停等の制度を設け、町村合併の仕上げのために必要な事項を定めるものであること。

(三) なお、町村合併促進法中新市町村の建設の促進に関する規定は、原則としてこの法律に折り込まれ、同法中の町村合併の促進に関する規定は、引き続き本年九月末日まで効力を有するものとされていること。

二 用語の定義

(一) この法律における「新市町村」とは、(三)にいう「町村合併」によつて設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村で、(二)の「新市町村建設計画」の実施に当るものを指し(法一)、したがって、町村合併促進法の規定が適用又は準用される市町村に限られるが、同法が効力を失うまでに同法にいう町村合併の処分について地方自治法第七条第一項の規定により申請をしている市町村については、その失効後に当該町村合併の処分が行われた場合においても、当該市町村が町村合併促進法第六条の規定の例により市町村の建設に関する計画を定めていたときはその計画を「新市町村建設計画」、その市町村を「新市町村」とみなすものとされ(法三〇)、また町村合併促進法の失効後において、都道府県知事又は内閣総理大臣の勧告に基いて「町村合併」を行った市町村についても同様に市町村の建設に関する計画を定めたときは、その計画を「新

市町村建設計画」、その市町村を「新市町村」とみなすものとされていること（法二八五（二九七））。

(二) この法律における「新市町村建設計画」とは、町村合併促進法が適用又は準用される市町村の建設に関する計画を指すものであること（法二二〇）。

(三) この法律における「町村合併」とは、地方自治法第七条の規定による市町村の廃置分合又は境界変更であつて、町村の数が減少することとなるものをいうものであること（法二三）。

(四) この法律における「未合併町村」とは、町村合併促進法の町村合併促進審議会の審議を経て定められた町村合併に関する計画で町村合併をすることが必要であるとされた町村で、その計画に基づく町村合併をしていないものをいうが（法二五）この計画は試案、仮案その他名称の如何は問わないこと。なお、この法律の施行を機として、従来の合併計画につきその後の合併の進捗の实情をも勘案して、合併の総仕上げを行うために更に検討を加えることが適当と認められるものについては、この際必要な調整を加えるとともに、合併に関する計画の策定を保留しているものについてはすみやかに定められたいこと。

新市町村建設の基本

(一) 新市町村の建設経営の基本は、新地域の諸条件に即して総合的な見地から計画的かつ効果的にその建設を進めていくことにあり、これがために、新市町村は、その一体性を確立し、組織及び運営の合理化を図り、健全な財政運営を確保して、町村合併によって統合強化された行財政力を遺憾なく発揮することが基礎であること。

なお、また、新市町村の関係機関及びその区域内の公共団体等は相互に協力して、新市町村の住民は一の地方公共団体の住民としての自覚をもつて、それぞれ新市町村の建設に努めることが肝要と認められること（法三二、四）。ここに、新市町村の「関係機関」とは、市町村の議会並びに長、各種委員会等の執行機関及びその附属機関等を、「公共的団体等」とは、土地改良区、農業共済組合、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、消費生活協同組合その他の協同組合、商工会、商工会議所等の産業経済団体、青年団、婦人会、教育会、体育会等の文化事業団体等公共的な活動を営むすべての団体をいうものであること。

第二

一 新市町村建設計画の調整等

(一) 特に新市町村の建設に当つて留意すべきことは、新しい地域の全体を通ずる総合的な発展策を重点的にたて、これを新市町村の能力に応じて計画的に遂行することであつて、特定の産業なり、特定の地域に偏し、又は徒らに総花的であつては、地域社会の眞の効果的な発展は期待できないこと。

新市町村建設計画の調整その他その実施に関する事項

(一) 新市町村建設計画は、新市町村の建設経営に関する恒久的総合的な基本計画として策定されたものではあるが、合併前においてそれぞれの立場をもつた個々の市町村が協議して定めたものであるから、時には新市町村としての一体的な立場から再検討することを適当とするものがあり、またその実施に関する計画が必ずしも市町村の財政力に相応して適確に樹立されていないものもあるように見受けられるものもあるので、眞に新市町村建設計画を合理的に実施するために必要に応じて再検討して、これを調整又は変更するものとされていること（法五一）。

(二) 新市町村建設計画の調整とは、新市町村建設計画を計画的に着実に実施するため、その年度別の実施計画を変更又は作成することをいうものであること（法五一）。したがつて、建設の全体計画とは直接関係なく、単にこれを圧縮しようとするものではなく、新市町村建設計画が眞に新市町村の区域全般にわたる総合的な経営計画となるように、合併後における一体的な立場から科学的に調査検討を加え、これを基礎的に確立するとともに合併に伴い統合強化された行財政力を最高度に発揮できるように市町村の経営態勢を合理化し、これに基いて、新市町村建設計画の堅実な実施計画を合理的に樹立しその実行を期せうとするものであること。なお、年度別・実施計画は、町村合併促進法第六条第三項第一三号にいう年度別財政計画とは必ずしも同一のものではないが、これを変更する結果、年度別財政計画も自ら変更され又は新市町村建設計画の変更をみる場合が少なくないと考えられること。

(三) 新市町村建設計画の調整に当つては、特に新市町村としての立場から一体的性、計画性及び総合性を確保し、合理的で能率的な経営態勢を確立して重点的に建設を進めて行くことに留意することが必要であり、このため行政機関、施設等の統合、事務処理の組織、職員構成及び配置等の適

正化並びに事務処理の方法の改善等その組織及び運営の合理化に努め、これにより経費の節減を図って、新市町村建設計画に掲げる事業の財源を確保するように配慮することが緊要であること（法五二）。なお、新市町村建設計画の調整に関する必要な事項については、おつて通知する予定であること。

(四) 新市町村建設計画の調整は、新市町村に設けられる新市町村建設審議会及び議会の議決を図ることが必要であり、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならないものとされたこと（法六一）。なお、新市町村建設計画の調整に際しては、新市町村の住民及び各種機関、団体等の総意が十分に反映されるように留意することが必要であること。

(五) 新市町村建設計画の実施については、今後は国及び都道府県は、合理的に調整された健全な建設計画を基礎にして、協力するものとするのであるから、都道府県知事は、新市町村建設計画の調整に関する指導及びその協議に際しては、国及び都道府県の行財政の実際と市町村の財政力を勘案し国及び都道府県の総合的な開発計画、経済、社会等の分野における各種の開発、振興等の計画、近隣市町村の新市町村建設計画等との関連等にも充分配慮して、適切な計画が作成されるように留意すること。このため、都道府県の各部署はもとより、関係行政機関をあげて総合的な立場から新市町村に対して必要な助言、勧告等の措置が講ぜられるように、適切な連絡指導の態勢を整え、その指導方針を定め、積極的に協力援助するものとする。なお、都道府県知事は、当該都道府県の実情と国の基準等を勘案して調整に関する必要な基準を定めるものとされていること（法一九一）。

(六) 新市町村の長は、新市町村建設計画の調整をしたときは、その計画を都道府県知事に、都道府県知事は、意見を付けてこれを内閣総理大臣に提出するものとし、内閣総理大臣は、関係各省大臣に通知するものとされ、これらの新市町村建設計画の調整の手続は、新市町村建設計画の変更についても準用されるものとされていること（法六二）。

二 行政機関、各種施設、公共的団体等の統合等

(一) 新市町村としての一体的で効率的な経営態勢を確立するためには、支所又は出張所、地勢、交通等の事情からやむを得ない場合のほかは、原則として廃止又は統合することが適当と考えられること。なおこの場合

は住民が不便にならないように、事務処理方法の改善、連絡通信施設の整備等について適当な配慮をするものとし、国においてもこれに必要な助成をするものとされていること（法七、一一）。

(二) 新市町村としての一体性を確保するとともに、教育効果の向上を図り、あわせて学校経営の合理化を期するために、新市町村の区域の全体を通じて小学校又は中学校の通学区域に検討を加え、更に、施設の状態、立地条件等を勘案して、小学校又は中学校の統合を行うことが適当と認められる場合が少くないので、これに関する総合的な計画を樹て新設増改築等の場合においては積極的にその実現を図るものとする。国においてもこのために必要な経費について助成するものとされていること（法八、一二）。

(三) 新市町村の区域内の公共的団体等は、新市町村の一体的な経営に資するためにも、また、その団体としての目的及び機能を果たすためにも、新市町村の区域を基礎にしてその統合整備を図ることが必要であること。なお、特に主務大臣が別に統合の方針を定めたときは、それに則つて行うべきことはいうまでもないこと（法九）。

三 新市町村建設審議会

新市町村の建設については、地域住民の積極的な理解と関係諸機関及び諸団体の一体的な協力が格別要求されるので、このため新市町村建設計画の調整その他その実施に関する必要な調査審議を行う市町村長の審問機関として条例で新市町村建設審議会を設けることができるものとされたが、委員の任命及び審議会の運営に当っては、広く各界各層の参加を求め、新市町村の建設が全市町村民の協力の下に円滑に実施されるように充分留意することが必要であること（法一〇）。

第三 新市町村建設計画の実施の促進に関する事項

一 国の行う措置

(一) 国は、新市町村建設計画の調整を促進するため、新市町村及び関係都道府県に対して助成措置を講ずるとともに、これに関し必要な助言又は勧告等を行い、また新市町村建設促進中央審議会の意見を聞いて、これに関する必要な基準を定めることとされたこと（法一一、一七、令一）。

(二) 国は、新市町村の合理的な経営態勢の確立を促進するため、支所又は出張所の廃止又は統合に伴い必要となる通信及び連絡施設の整備、小学

校又は中学校の統合又は通学区域の変更のために必要な校舎の建築等
新市町村の一体性を確保し、その組織及び運営を合理化するため必要な施設の整備事業に対して、助成の措置を講ずるものとされ、また小中学校の新築等にかかる負担金又は補助金の交付に当っても、小中学校の統合又は通学区域の合理化を積極的に促進するよう配慮するものとされたこと（法一、令一）。

(三) 国は合理的に調整された新市町村建設計画の実施を促進するため、おおむね改正前の町村合併促進法第二九条におけると同様に、新市町村建設計画に掲げられている事業に対する財政上の援助措置、公営事業の許認可起債の許可、国有財産及び国有林野の売却その他国の行政機関の行う処分国の直轄事業の実施等について新市町村のために優先的な取扱、特別の配慮をするものとされたこと（法一三、令二）。

(四) 国は、郵便局その他の国の地方行政機関（駐在機関を含む。）の所管区域が新市町村の区域を基礎とすることになるようにその統合、変更等の措置をすみやかに講ずるものとされたこと（法一四）。

(五) 内閣総理大臣は新市町村建設計画の調整その他その実施に関して新市町村及び都道府県に対し、必要な助言、勧告等をするともに、必要な基準を定めることができるものとされ、このための諮問機関として新市町村建設促進中央審議会を設けるものとされたこと（法一七、一八、令四）。

二 都道府県の行う措置

都道府県は、国に準じて新市町村建設計画の調整その他その実施を促進するため必要な措置を講ずるとともに、このために都道府県知事の諮問機関として、新市町村建設促進審議会を設けることができるものとされたこと（法一五、一九、二〇）。特に都道府県は、新市町村の事務処理の能率をたかめるために、新市町村の求めに応じて、新市町村に対して都道府県の職員を派遣し、また新市町村の職員の研修を行う等必要な協力をするものとされ（法一五、二）、市町村に派遣される職員の給与その他の身分取扱に関しては、地方自治法第二五二条の一七第三項及び第四項並びに同条第四項ただし書きに基く政令の定めるところによるものとされたこと（令三）。

なお、本年九月三〇日までの間は、町村合併促進法第四条第一項の町村合併促進審議会が、新市町村建設促進審議会の職務を行うものとされたこと（附則3）。

三 公共企業体の行う措置

日本電信電話公社その他の公共企業体は、新市町村の建設に資するため、電話の加入区域の変更等必要な措置を、事情の許す限りすみやかに講ずるものとされ、国は、このために、日本電信電話公社が必要とする資金の融通について配慮するものとされたこと（法一六）。

第四 他の法律の特例に関する事項

一 地方財政法の特例

町村合併促進法におけると同様に、新市町村建設計画に掲げる事業で当該市町村の永久の利益となるべきものについては、地方債をもってその財源とすることができるとされ（法二二）、これらの地方債を起すことの許可については、国は、新市町村のために特別の配慮をするものとされたこと（法一三、二）。なお、この規定は、本年四月一日から九月三〇日までの間に町村合併をした新市町村については、特に他の規定と異なり、昭和三十七年三月三十一日までその効力を有するものとされ、当該新市町村に対してこの特例が町村合併の行われた日の属する年度及びこれに続く五箇年度間は効力があるものとされたこと（附則2）。

二 地方税法の特例

町村合併促進法におけると同様に、従前の市町村の相互の間に地方税の賦課に關し著しい不均衡がある場合に不均一の課税をすることができるとするほか、関係住民の負担の実質的な衡平を期するために、町村合併によって承継した基本財産の価格又は負債の額が著しく均衡を失っている場合においても、町村合併の行われた日の属する年度及びこれに続く三箇年度に限り不均一の課税をすることができるとされたこと（法二二）。なお、この法律の施行に伴い従前の町村合併促進法第一四条の規定は削除されるが、同条の規定によってされた不均一の課税は、本条の規定によってされた不均一課税とみなされること（附則4）。

三 地方交付税法の特例

新市町村にかかる地方交付税の算定については、合併後の新市町村を基礎とし、町村合併に伴い臨時に増加する行政に要する経費の需要に基いて、基準財政需要額の測定単位の数値を補正して算定するものとし、その補正の要領は総理府令で定めるものとされ（法二三一）、従前の地方交付税の特例を定めた町村合併促進法第一五条の規定は削除されるものとされたこと（附則1）。

〇)。ただし、この規定によって補正して算定される額が、改正前の町村合併促進法第一五条の規定の例によって算定される額に満たない場合には、町村合併の行われた日の属する年度（町村合併促進法の施行前に合併をし、同法第三四条に該当する新市町村については、新市町村建設計画を定めた日の属する年度）及びこれに続く五箇年度については、改正前の町村合併促進法第一五条の例によって算定した額を交付するものとされたこと（附則5）。なお、小学校又は中学校の統合を行った市町村に対しては、地方交付税の額の算定に当り、統合に伴い必要となる経費が含まれることとなるように国において配慮するものとされたこと（法二三二）。

四 国有財産特別措置法の特例

町村合併促進法におけるとほほ同様に、新市町村は、新市町村建設計画の実施上当該市町村の永久の利益となるべき施設の用に供する場合には、国有財産中の普通財産の譲渡又は貸付を受けることができるものとされたこと（法二四）。

五 国有林野法の特例

新市町村建設計画による基本財産の造成のため必要があるときは、町村合併後五箇年間に限り、新市町村の区域に係る国有林野を新市町村に売り払い又は交換することができることは従前と同様であるが、その売払条件を緩和して、売払を受ける市町村の財政負担を軽減し、払下林野の適正な経営を助長するために、新たに売払代金の支払について、年賦償還の期間を二〇箇年以内に延長するとともに（法二五二）、その間における利息は、林野の林種林齢及び売払金額の区分に応じて、年四分五厘から六分五厘の範囲内で定めるものとされたこと（合五一）。ただし、新市町村が売払を受けた林野を売り払って、その年に償還すべき金額をこえる代金を収入したときは、当該市町村の財政需要、林野の経営経費等を勘案の上農林大臣は繰上償還をさせることができるものとされたこと（合五二三）。国有林野に関する本条の特例は、新市町村が健全な施設計画を実施して林野の経営を合理的に行い、その基本財産として恒久的に撫育育成することを趣旨とするものであるからこの点をよく勘考し、現有の公有林野についてもその管理の適正を期すること。なお、国有林野整備臨時措置法及び町村合併促進法の規定により売払を受けた市町村が町村合併をして新市町村となった場内又は売払を受けた林野が町村合併によって新市町村に引き継がれた場合においても、右に準じて売払条件を改

めることができるものとされているので、これを希望する市町村はその旨を所轄官林局長に申し出て既契約の改訂の手続をとるようにすること（法二五七8、附則6）。

第五 町村合併に伴う争論の処理及び未合併町村の町村合併の推進に関する事項

一 町村合併に伴う争論の処理

(一) 市町村の名称、事務所の位置、財産処分等に関する争論

1 町村合併に伴って市町村の名称、事務所的位置、財産処分等については争論があるときは、これを合理的に解決するために、あつせん、調停又は裁定に関する制度が新たに設けられたので、本制度を活用して速やかに町村合併に伴う紛議の解決を図りたいこと（法二六）。

2 都道府県知事は、町村合併に伴い争論があるときは町村合併調整委員にあつせんを行わせ、又はこれをその調停に付することができること（法二六一）。このあつせん又は調停は、法第二七条の場合を除き、名称、役場の位置、財産処分に関する争論に限らず、たとえば、合併条件の履行、事務の承継等町村合併の結果生じた争論のすべてについて行うことができること。

3 町村合併調整委員は、五人以内とし、新市町村建設促進審議会の委員のうちから都道府県知事が任命するものであるが（法二六二）、その任命は、事件ごとにこれを行うこともさしつかえないこと。なお、本年九月三日までの間は、町村合併促進審議会の委員のうちから任命すること（附則7）。

4 あつせん又は調停に係る事件に直接利害関係を有する町村合併調整委員に当該あつせん又は調停を行わせることができなものとされたほか（合七）、あつせん、調停の手続等については、自治紛争調停委員による調停の手続等に準ずること（法二六三四5、令八）。

5 都道府県知事は、町村合併調整委員のあつせん又は調停による解決の見込がないものとしてその打切の報告を受けた場合には、当該市町村の一体性を確保しその運営の正常化を図るために特に必要があると認めるときは、町村合併調整委員の意見をきいて、その争論の裁定をすることができること（法二六六）。

6 裁定は、一般に当事者を拘束するほか、特に市町村の名称、事務所の位置又は財産処分に関する裁定については、それぞれ地方自治法の規定

による条例の制定、議会の議決又は長の処分があつたものとみなされ、これらの処分は、裁定の告示によつて効力を生ずるものであること（法二六八）。

7 なお、町村合併においても、合併をめぐつて、市町村の名称、事務所的位置又は財産処分に関して、関係市町村間に争論がある場合においては、この争論を合理的に解決して町村合併を進めるために、あつせん、調停又は裁定を行うことができるものとされているので、本制度を活用されたいこと。この場合においては、町村合併前であるので、6のような法第二六条第八項の規定は準用することができないが、裁定は、当事者を拘束することはいうまでもないこと（法二六九）。

(二) 市町村の境界変更に関する争論

1 町村合併に関する争論でもっとも著しいものは、いわゆる分村をめぐるものであつて、これを速かに解決することが新市町村の一体性を確立し、その建設を円滑に進める基礎と考えられること。これについてはこれまで町村合併促進法第一条の三の規定に準拠して、種々御指導を願つてきたところであるが、更にその手続を整備する必要があるため、新たに本法第二七条によつて処理することとし、町村合併促進法中の当該規定は削除されたこと。

改正された主な点は次のとおりであること。

(1) 本条の規定による境界変更に関する措置は、新市町村の区域のうち従前の市町村の一部の地域にかかる境界変更又は新市町村に隣接する市町村の一部の地域にかかる境界変更で、新市町村とこれに隣接する市町村との間におけるものについて行われることになつており、したがつて、合併関係市町村の全部の地域にかかる境界変更は、その対象とならないこと（法二七一）。

(2) 右の地域にかかる境界変更について争論があり、そのため関係市町村の一体性又は相互間の正常な関係が著しくそこなわれていると認められる場合には、都道府県知事は、昭和三年三月三十一日までの間に町村合併調整委員に、あつせん又は調停を行わせることができること。なお、境界変更を行うものとする調停が成立したときは、当該境界変更について地方自治法第七條第一項の規定による関係市町村の申請があつたものとみなされること（法二七三）。

(3) 当該境界変更を関係地域内の選挙人の投票に基いて定めるものとする調停が成立したとき、又は、あつせん若しくは調停によつては争論の解決の見込みがなく、これを打切る旨の報告を受けた場合において都道府県知事が地勢、交通、経済事情その他の事情に照らし、当該境界変更は関係地域内の選挙人の投票に基いて定めることが適当であると認めるときは、都道府県知事は、新市町村建設促進審議会の意見をきき、投票を行うべき区域を示して、選挙人の投票に付することを当該市町村の選挙管理委員会に対し、請求することができること（法二七四）。したがつて、従来のように投票請求の前提として都道府県知事の勧告が行われなければならないとする建前は改められたこと。

(4) 市町村の選挙管理委員会は、都道府県知事の請求のあつた日から三〇日以内に、投票に付さなければならないことは、従来通りであるが、三〇日以内に投票が行われなるときは、都道府県知事の請求に基いて都道府県の選挙管理委員会が、投票に付さなければならないこと。この場合において、都道府県知事の投票の請求は、あらかじめ内閣総理大臣に協議した上、投票を行うべき区域を示して、市町村の選挙管理委員会に請求した日から九〇日以内にしなければならないこと（法二七八）。

(5) 投票の要件としては、その請求に係る区域内に、三箇月以来住所を有する者として選挙人名簿に登録されている者でなければならぬものとされているから留意すること（令一六一）。

(6) 投票の結果、有効投票の三分の二以上の賛成があつた場合においてその届出が選挙管理委員会から都道府県知事になされたときは、当該境界変更について、地方自治法第七條第一項の規定による関係市町村の申請があつたものとみなされることとなり（法二七〇）、従前の町村合併促進法第一条の三の場合と異なり、投票結果の確定をまつまでもなく、関係市町村から境界変更の申請があつた効果が生ずるものであること。したがつて、都道府県知事は、直ちに境界変更に関する手続を進めることができるのであるが、若し投票について争論が提起されているときは争訟の内容をよく検討し、充分な見透の下にせられたくないやしくも、争訟の結果処分の効力に影響を来たすような

ことのないように格別留意されたいこと。

(7) この法律の施行前に、従前の町村合併促進法第一条の三の規定により、都道府県知事の境界変更に関する投票の請求がなされているときは、その請求はこの法律の規定によりなされた請求とみなされ、この法律施行の日から三〇日以内に、当該市町村の選挙管理委員会は投票を行わなければならないものとされていること(附則8)。

ただしこの法律施行前に町村合併促進法第一条の三第四項において準用する同法第一条第三項の規定により投票がされているときは、その投票については、なお従前の規定の例によるものとされているので、若し当該投票について争訟中であるときは、(6)に述べたような効力が生じないから留意すること(附則9)。

(8) 右に述べた調停又は住民投票の結果行われる境界変更については、町村合併に伴う町村の区域の変動とみなして、町村合併促進法第二条の農地法の特例規定が準用され、同法及びこの法律失効後においてもなおその効力を有するものであること(法二七12附則10)。

2 都道府県の境界にわたる市町村の境界変更についても、右の例によつて、内閣総理大臣があつせん、調停又は投票の請求をすることができること(法二七13)。

3 なお、町村合併前における市町村の境界変更に関する特例規定である町村合併促進法第一〇条乃至第一条の二の規定は、従前のとおり存置されているので、同法有効期間中は、適用があること。

二 未合併町村の町村合併の推進措置

この法律中に、町村合併促進法の失効後残つた未合併町村の合併を促進するための特別の措置が規定されているが、これらの規定の趣旨にもかんがみて、町村合併をすることが必要であり、かつ可能な未合併町村については、町村合併促進法の有効期間中に合併を完了するように極力配慮されたいこと。

(一) 都道府県知事の勧告等

1 都道府県知事は、町村合併促進法の失効後においても、地勢、交通、経済事情その他の事情に照らして、町村合併を行うことが必要であると認められる町村については、明年三月三十一日までの間に、新市町村建設促進審議会の意見をきき、内閣総理大臣に協議して、新たに町村合併に

関する計画を定め、関係市町村に勧告しなければならぬものとされたこと(法二八1)。

2 都道府県知事は、勧告を受けた市町村から、九〇日以内に勧告に基いた町村合併に関する申請がない場合において、住民の総意を基礎として問題を処理することが適当であると認めるときは、新市町村建設促進審議会の意見をきいて、当該町村合併につき住民の投票に付することを関係市町村の選挙管理委員会に対し請求をすることができること(法二八2)。

この投票を請求するについては、町村合併に関する住民の動向を充分に考えて、議会又は理事者の意向と住民一般の意向とが必ずしも一致せず、住民の一般的な意向にもかかわらず関係機関の意向により合併が進捗しないと認められるような事情があり、寧ろ住民投票によつて事を処理することが適当と認められる場合に行うように配慮すること。

3 右の町村合併に関する投票については、市町村の境界変更に関する投票の規定が準用されているが(法二八3、令二二、二二二)、この場合には、「選挙人の過半数」の賛成があつたときは、当該市町村の町村合併に関する申請があつたものとみなされること。

4 なお、右の勧告又は投票に関する規定は、本年一〇月一日から施行されるが(附則1)、この勧告又は投票に基づく町村合併については、町村合併促進法第一条の六、第一六条から第二〇条の二まで、第二二条から第二三条の二まで及び第二四条の規定の例によるものとされ(法二八4)、当該合併市町村が町村合併促進法第六条の規定の例により、その建設に関する計画を定めたときは、当該市町村を「新市町村」、当該計画を「新市町村建設計画」とみなして、この法律の規定が適用されること(法二八5)。

三 内閣総理大臣の勧告等

1 内閣総理大臣は、都道府県知事の勧告を受けても、なお町村合併を行わない市町村について、都道府県知事の申請があつたときは、新市町村建設促進中央審議会の意見をきいて、町村合併の勧告をすることができること(法二九1)。

2 内閣総理大臣の勧告を受けても、なお、町村合併を行わない町村については、小規模町村であることにより行われる国の財政上の援助措置は行われないうことがあつたものとされたこと(法二九2)。これは弱小規模

の町村でも地勢上合併することが事実上不可能なものが全国的には多少見受けられ、これらの小規模町村については、今後適正規模になった合併町村に準ずる最小限度の行政を処理できるように財政上の措置を考へる必要があると思料されるが、この種の国の財政上の援助措置は、合併が可能であるにもかかわらず行わないような町村については、行わないことのあることを明らかにしたものであつて、合併町村との均衡上も、また当該町村の独自行の意思から考へてもやむを得ないところであること。

3 内閣総理大臣は、都道府県知事の勧告に係る町村合併に関し関係町村から合併の申請があつた場合において、申請の日から四箇月以内に都道府県知事の処分が行われなるときは、現行町村合併促進法第三三条におけるとおおむね同様に、新市町村建設促進中央審議会の意見をきいて、町村合併の処分を行うことができるものとされたこと（法二九三）。

4 内閣総理大臣は、都道府県の境界にわたる市町村の境界の変更に關し関係市町村から地方自治法第七條第三項の処分の申請があつた場合において、申請の日から四箇月以内に関係都道府県の申請が行われなるときも、昭和三年三月三十一日までの間に限り（附則二）、右と同様に境界の変更の処分をすることができるものとされたこと（法二九八）。現行町村合併促進法第三三条の二の規定による都道府県の境界にわたる町村合併による町村の設置の手續は、本年一〇月以降は認められないこと。

5 なお、法第二九條も、本年一〇月一日から施行されるものであり（附則一）、町村合併促進法及びこの法律の規定の適用關係等については、第二八條の場合と同様であること（法二九七、八）。

第六 その他の事項

一 町村合併促進法が効力を失うまでに、同法に定める町村合併について処分の申請をしている市町村があり、同法失効後合併が行われたときは、この法律の規定を適用するものとされたこと。

二（一） 町村合併の現状にかんがみて、町村合併促進法中、町村議会の議員の任期、定数の特例に関する第九條の規定を、人口五万未満の市が町村を編入する場合に準用するとともに、都道府県知事が町村合併促進審議会の意見をきいて勧告した人口一五万未満の市への町村の編入についても、第

九條等を除き、町村合併促進法の規定を準用するものとされたので、市に編入する以外には適当な合併を行うことができない町村については、これらの規定の活用を考へてよいこと（改正後の町村合併促進法三七）。

なお、前段の人口五万未満の市が町村を編入する場合において、第九條の規定を援用するに當つては、同條第二項の規定により、議員定数を増加し、増員選挙を行う方法によることが適当と考へられること。

（一） 右のほか、この法律の施行に伴い不要となる町村合併促進法中の規定の整理等が行われたこと（附則一〇）。

未合併町村の合併推進措置要領（昭和三二・四）

第一 方針

町村合併は、すでに各都道府県においてその目標の大部分を達成している現状にかんがみ、今後における政府ならびに各都道府県の施策の重点は、町村合併を行った新市町村の促進の促進に向けられるものであるが、各種の事情により現在なお合併に至らない未合併町村の合併を引き続き推進することは地方自治の基盤を強化するために行われた町村合併の目的に照らして、目下の急務であること。

これがため、政府ならびに各都道府県においては、未合併町村の合併の障害となつてゐる事由を具体的に検討したうえ、それぞれの事情に即した適切な措置を講ずることによつて、なるべくすみやかにその完遂を図るものとすること。

第二 要領

今後における町村合併については、新市町村建設促進法（以下「法」といふ）第二八條第一項の規定により策定された町村合併に関する計画に基き、同項の規定により都道府県知事の勧告が行われた未合併町村を対象として、法の適切な運用により、その強力な推進を図るものであるが、各都道府県においては常に町村合併の必要性及び効果並びに当該合併計画の妥当性等についての広報活動を行い、住民の理解と協力による民主的な町村合併の達成が期せられるよう配慮しなければならないこと。なお、特に留意すべき事項は次のとおりであること。

一 一般的事項

（一） 今日残されている未合併町村は、いまなお町村合併の必要性及び効果に対する認識を欠き、合併に対して消極的なもの、その認識はあるが、

新市町村の名称、事務所の位置その他合併条件について意見の一致をみるに至らないもの、都道府県の合併計画に対して反対のもの、指導者に対する不信その他住民感情の対立があるもの等、それぞれ合併の障害となっている事由を持つているので、個々の事情を具体的に検討したうえ、その事由に応じて適切な対策をたて、新市町村建設促進審議会の協力を得て、積極的なあつせんと啓発に努めるものとする。この際、法第二六条第九項の規定による町村合併調整委員のあつせん、調停に付し得るものについてはこの制度の活用を考慮すること。

(二) すでに合併した市町村の内部における一部地域の分離問題及びこれに伴う諸種の争論は、新市町村の建設途上の大きな障害となつてはいるのみならず、未合併町村の合併意欲を著しく低下させているので、未合併町村の合併の促進対策と併行して、この種の争論のすみやかな解決に全力を傾注することが当面の要務であること。

また、諸種の事情により今回の町村合併計画の対象外となつた町村についても、従来の経緯に鑑み、なお特にその規模の適正化を図ることが必要と認められる場合は、自主的な合併意欲の高揚に努めること。

二 町村合併に関する選挙人の投票

(一) 町村合併の可否を選挙人の投票によつて決定することは、自治体意思決定の議会主義に対する特例制度であるので、その運用には特に慎重を期するものとし、投票の請求は、当該町村合併に関する広報活動を充分に行つたうえ、住民一般の動向を察知し新市町村建設促進審議会の意見をきいてこの際選挙人の投票によつてことを処理することが最も適当であると認められる場合においてのみ行うよう配慮すること。

(二) 投票の請求は、当該町村合併の形式（新設又は編入）及び新設合併の場合にあつては新市町村の名称を明らかにして行うものとする。なお、投票請求書は、おおむね別記様式第一号（省略）によることが適当であること。

(三) 市町村の選挙管理委員会が投票を執行しない場合に都道府県の選挙管理委員会に対して投票の請求をするときは、内閣総理大臣に協議することが法定要件とされているので、都道府県知事が市町村の選挙管理委員会に投票の請求をする際にも、事前に当庁に打合せするように配慮されたいこと。

三 内閣総理大臣の勧告

(一) 未合併町村に対する内閣総理大臣の勧告は、町村合併の推進に関する行政上の最高責任者が具体的な町村合併の案件について積極的にその必要性を強調し、これを推進しようとするものであるもので、その申請に当つては、個々の事情を詳細に検討したうえ原則として、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合に行うものとする。

1 当該町村の規模が明らかに適正を欠き、町村合併を行うことが客観的に必要かつ可能と認められる場合

2 当該町村が合併しないため、関係市町村の区域が不整となつて、その自治運営に支障を生ずると認められる場合

3 当該町村が合併の意思を決定しないため、数箇の関係市町村の合併の現実が阻害されていると認められる場合

4 その他、当該町村の合併が関係市町村の適正円滑な自治運営を図るために不可欠である等、合併の必要性及び効果の特に顕著な場合

(二) 内閣総理大臣の勧告の申請は、都道府県において、当該町村合併に関する広報活動を充分に行い積極的なあつせんその他あらゆる努力を尽してもなお合併しない市町村について、事前に当庁と打ち合せたうえ、詳細な事由を付記して行うものとする。なお、勧告申請書はおおむね別記様式第二号（省略）によるものとする。

第三節 町村合併最終処理方針の決定等

一、新市町村建設促進法の一部改正

政府は、昭和三三年度にいたつてもなお未合併の町村が相当数残されているため、これらの町村の取扱ひについて苦慮し、この合併を最終的に処理することを眼目として、未合併町村の実情に応じ従来の合併計画を変更することができることとするなどを内容とする新市町村建設促進法の一部改正法案を第三〇国会に提案し、同国会で可決成立したので、昭和三十三年二月一日法律第一七二号として公布施行した。

この改正に伴い、自治省は昭和三十三年一月二三日付自治事務次官名をもつて各都道府県知事あて通達を出し、改正の主要点を指示すると

もに、町村合併のすみやかな最終処理と新市町村の建設育成に特別の配慮を要望した。

新市町村建設促進法の一部を改正する法律の施行に関する件（通知）

昭三三・一二・二二自乙振発第一六〇号

（自治事務次官 各都道府県知事あて）

標記の改正法律は、第三〇回国会において成立し、二月一日法律第一七二号として公布され、同日から施行された。

旧町村合併促進法の施行によって全国的に町村合併が始められてから五年余を経過し、この間に、町村合併はおおむね所期の効果をあげ、今や、新市町村の建設育成に重点を向けるべき段階に到達したと考えられるが、一方、現在なお未合併の町村も相当数残されており、これが取扱をいかにするかは早急に解決を要する問題である。

今回の改正は、これらの未合併町村の合併を最終的に処理することを眼目として、未合併町村の实情に応じ従来の合併計画を変更することができることとし、あわせてこれに伴う市町村の境界変更に関する争論の処理等について規定の整備をはかったものである。

貴職におかれては、別途通知する町村合併最終処理方針に準拠し、左記事項に留意のうえ、町村合併のすみやかな最終処理と新市町村の建設育成に格別の配慮を願いたい。

記

一 都道府県知事の勧告した町村合併に関する計画について、昭和三四年三月三十一日までの期間を限って、これを変更することができるものとされたこと。（法二九の二）

(一) 本条の規定は、今回の改正の重点をなしており、未合併町村について、従来の合併計画を再検討し、必要に応じてこれを合理的に変更し、関係市町村に勧告して、すみやかに町村合併の終結をはかろうとする趣旨であつて、法律的に計画変更の途を開いたものであること。

(二) 右の趣旨にのっとり、未合併町村に係る合併計画の全面的検討は、計画変更の法定期間も短期であるので、直ちにこれを開始し、計画変更措置を

必要とするものについては、急速かつ円滑に手続を進められたいこと。とくに、計画の変更に伴う境界変更の争論の発生が予見せられる場合にあっては、その処理との関連を充分に考慮のうえ措置されたいこと。

(三) 本条の規定により計画を変更してこれを勧告すべき場合としては、法第二八条第一項の勧告を受けた未合併町村等に関し、その後の事情の変更等により、未合併町村の合併を推進するため従来の合併計画を調整することが適当と認められ、又は、当該未合併町村等において従来の合併計画と異なつた合併を希望しているような場合であつて、計画変更により合併の実現が期待されるものであること。

(四) 地勢、交通、経済事情その他の事情に照らし、勧告のとりの町村合併を行うことが著しく困難と認められる未合併町村及びその人口規模、財政状況その他の条件に照らし、他の適正規模町村に比し実質的に遜色がないと認められる未合併町村については、これを合併計画より解除することも本条の規定によって行われるものであること。

二 新市町村が他の市町村と町村合併した場合においても、これを新市町村とみなして、法の適用があるものとされたこと。（法三〇の二）

(一) 本条の規定は、法に規定する勧告を受けないで町村合併を行った市町村については、その合併関係市町村のうちに新市町村が存在する場合においても従来、法の規定が原則的に適用されず、ために建設途上にある新市町村にその育成上重大な支障を与えているので、合併関係市町村としての新市町村を含むいわゆる自主合併市町村に対して、旧町村合併促進法の有効期間中に町村合併をした新市町村又は法に規定する勧告若しくは投票に基いて町村合併をした新市町村との間に実質的に不均衡の生ずることのないように、また、従来新市町村として有していた既得の利益を喪失することのないように措置したものであること。

(二) 本条の規定により新市町村とみなされる市町村に対する町村合併による地方交付税の算定替の保障期間（附則六）については、当該自主合併の日を起算点として更に五箇年の期間とされるのではなく、みなされる新市町村の区域の一部となつた合併関係市町村たる従前の新市町村が新市町村となつたところの元来の町村合併の行われた日を起算点として五箇年に限るものであること。（附則七）

三 町村合併に関する計画の変更等に伴って生じた市町村の境界変更の争論について、昭和三四年三月三十一日までの期間を限って、町村合併調整委員にあつせんを行わせ、又はこれをその調停に付することができるものとされたこと。(法二七の二)

(一) 本条前段の規定は、法第二九条の二の改正規定による町村合併に関する計画の変更に伴い、従来の計画を指示する住民によって境界変更の争論の発生することが予想されるので、法の改正に伴って生ずべき事態に対処するためその解決のための法的措置を講ずることとしたものであること。

したがって、この規定による処理の対象となる争論は、計画の変更に伴って生ずるものであり、かつ、あつせん、調停の開始は、昭和三四年三月三十一日までに行わなければならないものとされているので、争論の処理手続について、時期を失することのないよう、とくに留意されたいこと。

(二) 本条の後段は、改正後の法第三〇条の二の規定により新市町村とみなされる市町村の区域のうち従前の市町村の一部の地域、又は当該みなされる新市町村と隣接する市町村の一部の地域に係る市町村の境界変更で、両者の間におけるものに関し争論が生じた場合にも、前号の場合と同様の処理をすることができるとしたものであるので、このような場合が生じたときは、実情調査のうえすみやかに措置されたいこと。

(三) 境界変更の争論については、法第二七条第一項の期間中に処理の手続をしなかったものその他改正規定による処理の対象とならないものがなお相当数存在すると思われるが、町村合併問題に終止符を打つべき現下の状況にかんがみ、本条に該当しない争論については、関係機関による事実上のあつせん等により、その円滑な解決に努力されたいこと。

四 都道府県の境界にわたる市町村の境界に関するあつせん、調停及び投票について、昭和三四年三月三十一日までの間においては、あつせん、調停の開始をすることができるとし、未処理の案件に最終的に対処する法的措置が講じられたこと。(法二七13)

二、町村合併最終処理方針の決定

新市町村建設促進法の一部改正に呼応して、政府は、昭和三三年(一

九五八) 二月一二日の新市町村建設促進中央審議会の決定を経て、二月一六日の閣議において「町村合併の最終処理方針」を決定し、都道府県はこの処理方針に準拠して未合併町村の最終的な処理をはかり、今後の施策の重点を新市町村の建設促進に向けるよう指示した。

自治省は、新市町村建設促進法がその効力を失う昭和三六年六月直前になつても、合併に関する勧告を受けながらなお合併をみないものおよび町村合併に伴う争論で解決をみない町村が若干残っているため、法律が失効するまでには何らかの形で解決のめどをつけ、その後は新市町村の建設育成に努力することが必要であるとして、昭和三六年二月二〇日付自治事務次官名をもつて各都道府県に対し、新市町村建設促進法のうち建設促進に関する事項についてはその有効期間を延長することを検討中であることを通知するとともに、町村合併の最終処理及び争論の処理促進について特段の協力を要請した。

町村合併の最終処理に関する件

昭和三三・一一一、一二一 新市町村建設促進中央審議会決定
昭和三三・一一一、一六 閣議決定

町村合併促進法施行以来五年になり、町村合併はおおむねその目標を達するにいたったが、現在なお存する未合併町村については、すみやかに別紙方針に基いてその最終処理をはかり、今後の施策の重点を新市町村の建設の促進に向けるものとする。

(別紙)

町村合併最終処理方針

一 各都道府県においては、未合併町村の合併の行われぬ事由を詳細に検討し、当該町村の地勢、交通、経済事情その他の事情をさらに充分に考慮し、従来の合併計画を再検討したうえ、未合併町村を分類し、それぞれの分類に応じて必要な措置を講ずるものとする。この場合において、必要があるときは、新市町村建設促進法第二九条の二の規定による合併計画の変更を行うものとする。

二 未合併町村の分類は、おおむね次の基準によるものとする。

(一) 町村合併の必要性が特に顕著なもの

- 1 当該未合併町村が合併しないため、関係市町村の区域が不整となつて、その自治運営に支障を及ぼすと認められるもの
- 2 当該未合併町村が、合併の意思を決定しないため、合併を希望する数個の関係市町村全体の合併の実現が阻害されていると認められるもの
- 3 当該未合併町村の規模が著しく適正を欠く等合併の必要性が特に顕著であると認められるもの

(二) 町村合併の方向を示し、合併の実現を期待するもの

(一) には該当しないが、当該未合併町村の規模を適正化するために合併を行うことが必要と認められ、その実現が望ましいもの

(三) 合併不可能町村又は適正規模町村に準ずる取扱いをするもの

- 1 当該未合併町村の地勢、交通等の客観的条件からみて、合併を行うことが著しく困難と認められるもの

2 当該未合併町村の人口及び財政状況等が他の適正規模町村に比し実質的に遜色がないと認められるもの

三 今後における未合併町村の合併の取扱については、前項の基準による分類に応じて次のような方法により措置するものとする。

(一) 前項(一)の町村合併の必要性が特に顕著な未合併町村については、各都道府県においてその合併の障害となっている事情に即して最も効果的な対策を講じ、おおむね昭和三四年三月末日までに、特別の事情があるものについても同年九月末日までに合併の完遂をはかることを目途とすること。なお、これらの未合併町村については、実情に応じ、新市町村建設促進法第二九条第一項の規定による内閣総理大臣の勧告を行うことを考慮すること。

(二) 前項目の町村合併の方向を示し、合併の実現を期待する未合併町村については、各都道府県において町村合併に関する広報活動を継続する等自発的な合併意欲の高揚に努めるものとする。

(三) 前項三の合併不可能町村又は適正規模町村に準ずる取扱をする未合併町村については、新市町村建設促進法第二九条の二の規定により従来の合併計画を変更して、合併の勧告は行わないものとする。

町村合併の最終処理及び町村合併に伴う争論の促進について

昭和三六・二・二〇 付自治乙振発第三六号
各都道府県知事あて自治事務次官通知

町村合併の最終処理及び町村合併に伴う争論の解決については、貴職はじめ関係各位の御尽力により、おおむね所期の目的を達成し、新市町村の建設を順調にその実効をあげつつあることは御同慶にたえない。

現行の新市町村建設促進法は本年六月末日をもってその効力を失うこととなっているが、現在までになお町村合併に関する勧告をうけながら合併をみない未合併町村及び町村合併に伴う争論で解決をみないものが若干残存している。

ついでには、これらの未合併町村の町村合併及び町村合併に伴う争論についてはこの法律が失効する本年六月末までに何らかの解決のめどをつけることが必要と考えられるので、未解決になつていてこれら案件について次の事項に御留意のうえ適切な措置をされるよう特段の御配慮をお願いしたい。

もつとも町村合併によって誕生した新市町村については、発足後なお日浅く、今後更に強力にその建設を促進する必要がある、これがため引き続き国及び都道府県の援助及び指導を要するものと考えられるので、政府においては、建設促進に関する事項については、その有効期間を延長すること等を検討中である。

記

都道府県知事の合併勧告又は自治大臣の合併勧告がなされ、現在なお町村合併の実現をみない合併案件については、合併の障害となつて諸事情をさらに検討し、適切な対策を講ずるとともに、関係市町村及び関係住民に対して最終的な考慮を促すこと。

- 2 法第二六条、第二七条又は第二七条の二の規定に基づき、町村合併調整委員のあつせん又は調停に付されている町村合併に伴う争論であつて現在なお未解決のものについては、あつせん、調停、住民投票等により、最終的な解決をみるよう促進をはかること。
- 3 前項以外の町村合併に伴う争論であつて、貴職又は新市町村建設促進審議会委員等においてあつせん又は調停を行っているものについても最終的な解決をはかるよう措置すること。
- 4 2及び3の争論の現状及び今後の処理の見とおし又は処理の方法等については、二月末日までに当省に連絡されたいこと。

第四節 新市町村建設促進法に基づく県の措置

一 新市町村建設促進審議会の設置

三か年間の時限立法である町村合併促進法は昭和三十一年九月三〇日でその効力を失い、同法に代わつて、一〇月一日新市町村の建設育成と未合併町村の合併促進を内容とした新市町村建設促進法の施行をみたのである。

県は、新市町村建設促進法の施行に伴い、同法第二〇条の規定により新市町村の建設促進と未合併町村の合併促進をはかるための知事の諮問機関として、従来の熊本県町村合併促進審議会に代えて、熊本県新市町

村建設促進審議会を設置することとし、昭和三十一年一〇月一日熊本県新市町村建設促進審議会条例を熊本県条例第五九号として公布施行した。

熊本県新市町村建設促進審議会条例（昭和三十一年熊本県条例第五九号）

（設置）

第一条 新市町村建設促進法（昭和三十一年法律第一六四）第二〇条第一項の規定に基づき、熊本県新市町村建設促進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第二条 審議会は委員二〇人以内で組織する。

2 委員は、左の各号に掲げるものうちから知事が任命する。

- 一 国の地方行政機関の職員
- 二 県の職員

三 県の区域内の市町村の議会の議員

四 県の区域内の市町村の長

五 公共的団体等の役員及び職員

六 学識経験を有する者

（会長）

第三条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

（委員）

第四条 委員の任期は、二年とし、再任されることを妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第五条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の過半数の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(雑則)

第六条 この条例に定めのあるものを除く外、審議会に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

1 この条例は、昭和三十一年一月一日から施行する。

2 熊本県町村合併促進審議会設置条例(昭和二十八年熊本県条例第七一号)は、廃止する。

県は、熊本県新市町村建設促進審議会条例の施行に伴い直ちに委員の選任に着手し、一〇月二五日付をもって、国の地方行政機関の職員二名、県職員三名、市町村長三名、市町村議会議員三名、公共的団体等の役員一名、学識経験者八名からなる合計二〇名の委員を委嘱又は任命した。なお、委員は地方選挙による長又は議員の更迭と公務員の人事異動等によりかなりの異動があった。

新市町村建設促進審議会委員一覧表(順不同途中改選)

一 国の地方行政機関の職員

南九州財務局長

〃

熊本営林局長

〃

熊本郵政局長

〃

熊本農地事務局長

〃

二 県の職員

副知事

〃

総務部長

県教育委員会委員長

〃

三 県の区域内の市町村長

玉名市長

小国町長

益城町長

四 県の区域内の市町村の議会の議員

本渡市議会議長

菊池市議会議長

八代市

芦北町

横島村

三角町

泗水村

大津町

湯浦町

五 公共的団体等の役員及び職員

県農業会議会長

〃

六 学識経験を有する者

熊本日日新聞社社長

ラジオ熊本社長

熊本女子大教授

講師

県議会議員

〃

〃

〃

〃

沢田一精

小山岑雄

大西嘉幸

安田租竜

橋本二郎

河津寅雄

吉田定

佐藤武雄

松永晴市

村上亀次郎

宮崎義則

平島一

山田順基

甲斐隆

西本寅利

藤井孫太

藤木英人

井上国男

伊豆富人

深水六郎

圭室諭成

圭宗尚

渡辺宗成

荒木豊雄

石田正寅

園田清充

岩田清充

岡本篤

県議会議員

中村 晋
坂西 林 吉
矢上 昭次郎
岩本 人志
井本 農夫男
村田 正実
橋本 清四郎
西岡 勝次
河端 正誠
増田 英夫
江藤 武彦
赤井 俊政

こうして発足した新市町村建設促進審議会は、昭和三十一年一月五日熊本県税務講習所において二〇人の委員のうち一人が出席して第一回の会議を開き熊本県町村会長を会長に選び、引き続き未合併町村の合併計画、その他を審議していったが、昭和三十六年三月までの間に、八代市、宮原町および竜峯村の合併問題で設置された特別委員会をも含めて延べ一三回にわたる会議を重ね、未合併町村の早期合併と新市町村建設の推進に活躍した。

新市町村建設促進審議会開催状況

回数	開催年月日	場所	出席委員	審議事項
第一回	昭和三一、一一、五	熊本市水道町一 熊本県税務講習所	二八	1 会長互選について 2 新市町村建設促進法について 3 合併町村に係る町村合併促進対策について(諮問)
第二回	昭和三一、一二、二四	〃	二五	町村合併計画の決定について(諮問)

第三回	昭和三一、二、二七	熊本市桜町一五 熊本県自治会館	二五	1 未合併町村の合併計画に関する意見交換について 2 新市長村建設計画の調整について
第四回	昭和三一、三、一二	〃	二四	1 合併計画について(諮問) 2 未合併町村の状況について 3 争論解決のあつせいで
第五回	昭和三一、六、三	〃	二四	1 合併前の財産処分について(諮問) 2 菊陽村の争論解決のあつせん調停について 3 未合併町村の状況について 4 新市町村の建設について
第六回	昭和三一、三、三一	〃		1 新市長村の建設について 2 未合併町村の状況について
第七回	昭和三四、三、二三		二八	1 会長の選任について 2 町村合併最終処理計画及び処理方法について(諮問)
第八回	昭和三四、九、三	熊本市桜町一五 熊本県自治会館	二五	1 未合併町村の合併促進について 2 新市町村の建設促進状況

なるが、この未合併町村とは、町村合併促進審議会の審議を経て定められた町村合併計画において合併することが必要とされた町村をいうので、ここに合併計画を策定する必要が生じた。

二 町村合併計画策定の基本方針

町村合併計画の策定に当たっては、昭和二十八年一月決定の県試案を尊重するとともに、その後の状況の変化等に対応し、部分的にはこれを修正することとし、概ね次の方針に従って定めた。

- 1 合併後の町村の人口は、地勢、交通等やむを得ない事情の場合を除き、八、〇〇〇人以上を目途とし、具体的実情に応じてできるだけ規模の増大を図る
- 2 関係町村間は地勢、交通、産業等の相互関係が深く自然的経済的基盤の一体性が認められること。
- 3 関係町村間には住民の人情、風俗、習慣が類似し、又は特に著しい相違がなく将来一の共同社会として自治意識を醸成することができるものであること。
- 4 当該地域の総合開発計画及び産業振興計画、事務組合、協議会等の設置又は事務委託関係を充分勘案すること。
- 5 別記合併市町村は、この計画に基づく合併市町村とすること。
- 6 境界変更については、その都度計画を修正するものとする。

熊本県未合併町村合併計画

昭31. 9

市郡名	区分	人口	面積	合併後の人口	合併後の面積	意見	備考
	市町村名						
飽託郡	奥古閑列村	4,529	13.14	12,528	24.83		31.9.30 天明村として発足予定
	銭塘列村	2,671	5.06				
	中緑村	1,782	3.33				
	川口村	3,546	3.30				
	河内村	7,424	12.03	10,709	35.98		
	芳野村	3,285	23.95				
熊本市	熊本市	334,127	125.21	347,811	148.35		
	小島町	4,665	4.78				
	中島村	4,600	10.03				
	竜田村	4,419	8.33				
宇土郡	宇土町	26,337	52.44	33,991	74.36		
	綱田村	7,654	21.92				
	松合町	5,104	14.24	11,882	30.74		
	不知火町	6,778	16.50				
下益城郡	益南村	8,668	15.32	18,144	40.34		
	海東村	4,235	18.96				
	小川町	5,241	6.06				
	豊野村	8,020	31.86				
玉名郡	長洲町	9,889	4.47	17,139	17.75		六栄村 腹赤村 二箇村で申請済み
	六栄村	3,360	7.90				
	腹赤村	3,890	5.38				
玉名市	玉名市	49,031	88.55	56,592	104.67		
	横島村	7,561	16.12				
菊池郡	合志村	9,778	28.93	9,778	28.93		
	西合志村	10,044	24.35	10,044	24.35		
阿蘇郡	産山村	3,390	60.54	7,165	131.83		
	波野村	3,775	71.29				
	高森町	10,888	30.41	13,792	99.03		
	野尻村	2,904	68.62				
	長陽村	6,426	39.79				
	久木野村	4,129	50.99				

	白 水 村	7,597	48.28	18,152	139.06				
阿蘇郡	柏 村	4,296	74.14	9,571	120.02		31.9.30 蘇陽町として発足予定		
	菅 尾 村	1,829	21.62						
	馬 見 原 町	3,446	24.26						
	山 西 村	4,734	53.25	6,953	76.79				
	河 原 村	2,219	23.54						
	小 国 町	16,467	137.30	16,467	137.30				
	南 小 国 村	7,761	116.42	7,761	116.42				
上益城郡	矢 部 町	18,715	163.23	26,145	298.02				
	中 島 村	4,523	73.54						
	名 連 川 村	2,907	61.25						
八代郡	鏡 町	23,456	26.57	29,697	35.58				
	宮 原 町	6,241	9.01						
	千 丁 村	8,718	10.93	11,782	15.40				
	竜 峯 村	3,064	4.47						
	上 松 求 麻 村	7,206	47.80					19,143	160.27
	下 松 求 麻 村	8,038	75.68						
	百 済 来 村	3,899	36.79						
八代市	八 代 市	91,956	108.10	96,359	133.07				
	二 見 村	4,403	24.97						
葦北郡	津 奈 木 村	9,122	32.52	9,122	32.52				
	田 浦 村	8,778	33.19	8,778	33.19				
	湯 浦 町	8,971	65.67	8,971	65.67				
球磨郡	湯 前 町	8,768	48.54	15,923	240.98				
	水 上 村	7,155	192.44						
	免 田 町	7,029	10.15	24,161	159.26				
	上 村	7,786	90.24						
	須 恵 村	2,170	17.49						
	深 田 村	3,113	20.02						
	岡 原 村	4,063	20.36						
	山 江 村	6,766	121.89					6,766	121.89
	五 木 村	6,031	252.07					6,031	252.07

天草郡	倉 岳 村	7,888	25.56	13,492	58.83		
	栖 本 村	5,604	33.27				
	竜ヶ岳村	9,167	17.52	15,405	36.37		
	姫 戸 村	6,238	18.85				
	苓 北 村	13,233	44.74				
	都 呂 呂 村	3,171	22.43	16,404	67.17		31.9.17 申請予定
	御 所 浦 村	9,039	21.98	9,039	21.98		
本渡市	本 渡 市	41,556	124.10	43,466	144.46		
	宮 地 岳 村	1,910	20.36				
鹿本郡	田 底 村	3,530	6.11				決定保留

昭和三十一年九月一七日

熊本県町村合併促進審議会

会長 河津 寅雄

熊本県知事 桜井三郎 殿

九月一五日付地第一〇七九号をもって意見を求められた別紙町村合併計画は適当と思われるので、この旨答申する。

(審議会審議内容)

第五回審議会

一 開催年月日 昭和三十一年九月一七日

二 場 所 熊本市桜井町一五 熊本県自治会館

三 出席委員 一四名

四 附議事項

1 町村合併計画の策定について(諮問)

2 その他

五 審議の概要

議事

町村合併計画について

一、奥古閑地区 原案異議なし

二、河内地区 原案異議なし

三、熊本市地区

委員

小島町は、熊本市編入を希望しているが、中島村は希望していない。

小島町、中島村二ヶ町村合併も希望していない。鮎田村との合併も考慮しているようだ。

希望していない熊本市との計画には、賛成できない。

委員

中島村も熊本市も希望していないのに、計画案としてある。

県は、地形的にも中島村は熊本市に編入が理想的であるという趣旨からの計画案ではないか。他の地区についても、そのような考え方から計画案を策定してあるように思う。

委員

今後このような問題が起ると思うが、本日の会議は保留すべきものは保留で進むか、一応案として計画を決定しておいて将来を考えるか、その点を決めておきたい。

委員

法律上の問題として今保留した場合、未合併町村との関係があるが、どうなるのか。

委員

田底村については、県としても色々考えたが、今日までその案作成にいたらなかったので、出来るだけ早く決定し、審議会にはかりたい。

委員

田底村の場合と中島村とは条件が異なるので、中島村としては客観的姿勢よりして、熊本市編入が妥当と思われる。

委員

中島村については、保留にされたい。

会長

むづかしい地区は後に廻したい。

四、宇土地区

委員

網田村は、東は三角、西部は宇土になると思う。村長、議長は村を割らないとは云っている。

委員

三角としても網田村は、分村という事になると思うが、案では一応宇土町として今後話を進めたい。

委員

後日、境界変更も考慮される。

委員

網田村は一応人口も多いし、合併不能町村として認められないか。分村を前提としたような計画はどうかと思う。

委員

人口八、〇〇〇以下であり、地形的にも合併できないわけではない。他の町村への影響もあり、一応計画として進めたい。合併不能町村とするかどうか

かは、自治庁と協議する必要がある。

委員

総理大臣勧告の際は、特に考慮されたい。

会長

原案どおり決定。

五、松合、不知火地区 原案のとおり決定

六、益城地区 原案のとおり決定

七、豊野村 原案のとおり決定

八、六栄、赤腹地区

委員

荒尾、清里問題を境にして試案がくずれている。二ヶ村がすでに議決もしており、三ヶ村合併となれば、予想しがたい問題も起る可能性あり。

六栄、赤腹を先づ合併させ、将来は荒尾との合併が考えられる。

委員

荒尾郷町村の合併は将来可能と思われるが、本日の段階としては、長洲を含めた三ヶ町村合併が適当と思ひ促進したいが、二ヶ村で議決も済み、知事宛申請も来ており、県としても法律上申請を拒否することも問題であるので、段階合併として、二ヶ村を認められてはどうか。

会長

原案どおり決定

九、玉名市、横島村

委員

玉名市は市であり、横島村は純農村であり、玉名市との合併はまだ具体的に検討していない。一応計画としては賛成するが、村民に協議してみたい。

会長

原案どおり決定

一〇、合志村、西合志村

会長

いづれも原案どおり決定

一一、産山村、波野村

委員

両方とも、あまり積極的でないようだが。

委員

村民には色々説もあるが、大体二ヶ村町村について検討を進めている。

会長

原案どおり決定

一二、高森町、野尻村

一三、長陽、白水、久木野地区

一四、小国町、南小国村

一五、矢部、中島、名連川地区

一六、鏡、宮原地区

委員

鏡町は分村問題があつたが、現在はどうか。

委員

当時の問題もあり、宮原町は鏡町との合併を希望しておりながら云えない状況だ。鏡町でも満場一致、宮原町との合併を決議している。しかも申入れまで行っている。

会長

原案どおり決定

一七、千丁、竜峯地区

一八、上松求麻村、下松求麻村、百済来村地区

一九、八代市、二見村

二〇、津奈木村、田浦村、湯浦町

二一、湯前町、水上村地区

二二、免田地区

二三、山江村

二四、五木村

二五、倉岳村、栖本村地区

二六、竜ヶ岳村、姫戸村地区

二七、苓北町、都呂々村地区

二八、御所浦村

二九、本渡市、宮地岳村地区

会長

原案どおり決定

三〇、熊本市、小島町、中島村、竜田村地区
委員

中島村としても住民の世論により進みたいので、飽田村、熊本市のいずれもむりおしをしてもらわぬように。

会長

原案どおり決定

三一、山西、河原地区
委員

河原村より村長を始め有志より知事宛に、二ヶ村の合併と郡の所属を上益城郡とされたい旨の陳情書が、提出されているはずであるが、両村の合併問題については、過去三年前より検討され、両村の合併については住民も了承しているが、郡の所属決定に双方の意見が相違して今日にいたっている。地勢、交通の面からして、山西村は俵山の西にあり、阿蘇郡の孤島となっている。

河原村は村長派が上益城郡を主張し、反村長派が阿蘇郡を主張し、現在村議会解散請求、村長リコール問題も具体化しており、村民の世論も新議会が成立した上で郡界を決定したい希望をもっているため、しばらく猶予を願いたい。

委員

郡界の問題は選挙区との関連もあり困難な問題あり、しかも、決定は市町村でやるのではなく、知事が県議会にはかって処分するのであり、本日審議会で決めるというものではない。本日は、山西村と河原村とを合併させる計画が適当かどうかを審議されればよい。

委員

将来知事は、本計画に基いて勧告されると思うが、その際、知事は郡の所属も明示して勧告されるのか。

委員

多分そうなることと思う。知事が適当な時期に考えて勧告することとなるが、その際は知事が郡の所属はどちらが合理的であるかを決した上で勧告す

ることとなる。

委員

勧告の際は、部長は郡の所属も考えて勧告するといわれたが、知事が日付を考えて勧告される際、勧告は郡の所属問題がはっきりしてから双方の決定を見た上で、勧告されると解してよいか。

委員

お説のとおりである。

委員

住民が右するか、左するか、はっきりしてから勧告されたい。

会長

郡の所属問題は白紙として、原案どおり決定

三二、田底村

委員

田底村については、県当局が保留しているため、審議会としてとやかく論ずべきではない。県当局がはっきりしてから改めて審議することに決定することとする。

町村合併計画について

昭三一・九・二六 地第一一三七号

各県事務所長宛 総務部長通知

本県における町村合併計画を町村合併促進審議会の意見をきき別紙のとおり策定したので、関係市町村に周知の上、未合併町村については、速かに合併が実現するよう格段の後努力をお願いする。

なお、本計画策定の基本方針を示すと次のとおりである。

(町村合併計画及び基本方針は省略)

三、未合併町村に対する合併勧告

新市町村建設促進法に基づいて昭和三十一年九月新しく決定した未合併町村六四カ町村の合併計画のうち、町村合併促進法の失効する同年九月三〇日になって、飽託郡天明村など五町村が新しく誕生したが、県は残

る未合併町村を三二年三月末までに合併させるため地方課職員が四班に別れて合併指導に乗り出すこととなった。
未合併町村のうち新市町村建設促進法による知事勧告対象町村は三八か町村あり、合併指導班は三一年一月上旬までに実態調査と啓発宣伝を行った。その調査結果によりまず飽託郡小島町外三か村の合併計画を

熊本県新市町村建設促進審議会に諮り、その答申を得て内閣総理大臣と協議のうえ、同年二月七日新市町村建設促進法第二八条第一項の規定により小島町など四か町村に対して第一次の知事勧告を行った。引き続き、三二年一月阿蘇郡野尻村など一四か町村に第二次勧告を、同年三月飽託郡中島村など二〇か町村に第三次勧告を行った。

町村合併計画及び知事勧告一覧表

市町村名	同上の規模		合併後の規模		諮問年月日	答申年月日	内閣総理大臣との協議成立	知事勧告年月日
	人口	面積(平方料)	人口	面積(平方料)				
熊本市	三三四、一二七	一二五・二二						
飽託郡小島町	四、六六五	四・七八	三四三、二一一	一三八・三三二	昭三二、一一、五	昭三一、一一	昭三一、一二、四	昭三一、一二、七 (第一次)
〃 竜田村	四、四一九	八・三三						
八代市	九一、九五六	一〇八・一〇	九六、三六九	一三三・〇七	〃	〃	〃	〃
葦北郡二見村	四、四〇三	二四・九七						
本渡市	四一、五五六	一二四・一〇	四三、四六六	一四四・四六	〃	〃	〃	昭三一、一、二四 (第一次)
天草郡宮地岳村	一、九一〇	二〇・三六						
阿蘇郡高森町	一〇、八八八	三〇・四一	一三、七九二	九九・〇三	昭三二、一二、二九	昭三一、一二	昭三一、一二、二八	昭三一、一、五 (第二次)
〃 野尻村	二、九〇四	六八・六二						
八代郡上松求磨村	七、二〇六	四七・八〇						
〃 下松求磨村	八、〇三八	七五・六八	一九、一四三	一六〇・二七	〃	〃	〃	昭三一、一、一一 (〃)
葦北郡百済来村	三、八九九	三六・七九						
球磨郡免田町	七、〇二九	一〇・一五						
〃 上村	七、七八六	九〇・二四						

阿蘇郡山西村	四、七三四	五三・二五	六、九五三	七六・七九	〃	〃	〃	〃
上益城郡河原村	二、二一九	二三・五四	〃	〃	〃	〃	〃	〃
八代郡鏡町	二三、四五六	二六・五七	二九、六九七	三五・五八	〃	〃	〃	〃
〃 宮原町	六、二四一	九・〇一	〃	〃	〃	〃	〃	〃
天草郡倉岳村	七、八八八	二五・五六	一三、四九二	五八・八三	〃	〃	〃	〃
〃 栖本村	五、六〇四	三三・二七	〃	〃	〃	〃	〃	〃
鹿本郡植木町	一一三、〇三〇	五九・三〇	二六、五六〇	六五・四一	〃	〃	〃	〃
〃 田底村	三、五三〇	六・一一	〃	〃	〃	〃	〃	〃
八代郡千丁村	八、七一一	一〇・九三	一一、七八二	一五・四〇	〃	〃	〃	〃
〃 竜峯村	三、〇六四	四・四七	〃	〃	〃	〃	〃	〃
天草郡竜ヶ岳村	九、一六七	一七・五二	一五、四〇五	三六・三七	〃	〃	〃	〃
〃 姫戸村	六、二三八	一八・八五	〃	〃	〃	〃	〃	〃

(第一次、第二次、第三次の諮問)
地第 号

昭和 年 月 日

昭和 年 月 日

熊本県新市町村建設促進審議会会長
河津寅雄 殿

熊本県知事 桜井三郎

熊本県知事 桜井三郎 殿

熊本県新市町村建設促進審議会
会長 河津寅雄

町村合併計画について(諮問)

新市町村建設促進法第二八条第一項の規定に基づき、左記市町村の別紙町村合併に関する計画について貴会の意見をお伺いする。

(第三次の答申)

昭和三十三年三月一二日

熊本県新市町村建設促進審議会

会長 河津寅雄

(第一次、第二次の答申)

記

熊本県知事 桜井三郎 殿

町村合併計画について（答申）

昭和三年三月八日附地第二五〇号をもって意見を求められた別紙町村合併計画については原案通り承認する。但し、話し合う必要のある町村については県が極力努力して円満に解決するために勧告の時期は、執行部に一任するものとしてこの旨答申する。

勸告書

関係市町村名

新市町村建設促進法第二八条第一項の規定により、熊本県新市町村建設促進審議会の意見をきき、内閣総理大臣に協議して、別紙のように貴（市町村）に係る町村合併に関する計画を定めたので、これに基づき町村合併を行うよう、開法同条同項の規定に基づき勧告する。

昭和 年 月 日

熊本県知事 桜井三郎

第一回新市町村建設促進審議会会議録

◎日時 昭和三年一月五日 午後一時三〇分開会

議事

会長

只今より知事から諮問されました合併計画について御審議願いますが、まず計画の内容について御説明願います。

地方課長より計画の三地区について大要次の説明があった。

1 熊本市に編入する飽託郡小島町、竜田村については、熊本市も、両町村とも話合がつかないので、勧告しても問題がない。

2 八代市と二見村については、両市村とも了承しているので、これも問題はない。

3 本渡市と宮地岳村については、宮地岳村は全面的に合併を希望し、市に入れている状況にあるが、本渡市の一部には、財政事情の悪化を憂慮して反対している現況にあるので、勧告の前後を通じて啓発宣伝に努める。

会長

説明に対して、質疑はありませんか。

委員

三地区の合併計画については、今の説明で判ったが、今後は相当問題を含んだ合併計画があると思う。このような場合、科学的経済的な裏付けが必要となるから、今後は具体的資料を提出してほしい。

課長

詳細に調査しているから、資料としてお示しする。

会長

知事から諮問された三地区の合併計画には、異議ありませんか。

全委員

異議なし。

会長

全員異議ないようですから、適当な計画として、答申することに決定します。

第二回新市町村建設促進審議会会議録

◎日時 昭和三年二月二日 一〇時四五分开会

議事

会長

地第一五三七号により諮問された六地区について、説明願いたい。

課長

本日、六地区の一七ヶ町村合併計画案についてお諮りしたが、この六地区をえらんだ理由として、来年三月末日までに町村合併計画を策定するのに、何等、現在の計画を変更する余裕のないところである。即ち、町村又は住民が他町村との合併について、何等考えられない地区である。しかし、町村間には内部的に相当の問題があり、まだ解決していないところであるが、本日より勧告までに、又、答申までに、県としても町村としても非常な努力をすれば、期間内に実現可能と思われる地区である。

それぞれ県において、実態調査等を行ったのであるが、

一、益南村、小川町、海東村

当初の試案及び去る九月の計画通りであって、当時四ヶ町村が合併すべきものであったが、小野部田村、河江村の二ヶ村が、早急に合併したいと熱望されたので、この益南村も将来は必ず海東村、小川町の二ヶ村と合併するという条件のもとに、益南村は発足し、その後、海東村、小川町は、

当初の計画通りに四ヶ町村の合併を希望し、益南村も一時は反対の意向を示していたが、最近住民間にも、小川町、海東村と合併すべきであるとの意見が強く、大分好転している。

二 腹栄村

六栄村、腹赤村が、九月三〇日に合併したのであるが、これも益南村と同様に、当初より長洲町との三ヶ町村の合併計画であり、腹栄村にも長洲町との合併を希望するものが相当おり、腹栄村発足に際しても、長洲町との合併を条件付けていたので、一月一三日には私自身も現地に行き、又、一四日には県地方事務所長、地方課員が出席して、村幹部と懇談会も開き、話合った。又、本月二日には、両村に対して計画を策定し、勧告をする旨、申し渡した。

三 高森地区

野尻村は高森町発足の際脱落したのであるが、その後高森町においても、野尻村を入れることには基本的に賛成している。野尻村は波野村、産山村との関係もあり、特に、波野村の一部には三ヶ村合併を考えているが、これは地形的にも困難であるので賛成しかねる。野尻村も一時は三ヶ村を考えたようであるが、大方の考え方は、高森町との合併は止むを得ないと考えている。県としても、現地調査を実施して村長、議長等とも話し合った結果、勧告しても必ずするものと見透している。これにより産山、波野の線も可能と思われる。

四 上下松求鷹、百済来地区

当初は、上下松求鷹の二ヶ村合併と百済来村は、二見村、日奈久町との三ヶ町村合併が計画であったが、二見村、日奈久町はすでに八代市に編入され、百済来村唯一つ残されている。住民の一部には、前から上松求鷹村との合併を望んでいた。上下松求鷹村は財政面よりして、今まで消極的であったが、百済来村が早期の合併を熱望しており、三ヶ村の合併を促進したい。

五 湯前、水上地区

当初より二ヶ町村の合併計画があり、今後計画を動かす余地もないし、現地でも独立するとか、他町村との合併希望もなく、水上村では早期に合併するよう熱望している。しかし、一部には感情的対立も残ってはいるが、

再三、両町村との協議を重ねているので、計画を定め勧告することが妥当と考えられる。

六 免田地区

本地区は、試案も九月の合併計画も五ヶ町村である。上村では、最初は財産の不均衡という問題で反対であったが、今では賛成している。免田町、深田村、須恵村は、早期の合併を熱望している。唯、岡原村だけが最初から反対している。特に、村長が極力反対しているため、一時は村民の大方が反対であったが、私も、総務部次長も現地で懇談会を開き、県事務所でも極力啓発に努めた結果、最近では青年団や指導層の中に賛意がもたれており、今日の段階では、かえって賛成の方がやゝ多くなったようでもある。勧告までに絶対多数を占めるという見透しがつくまで啓発につとめたい。村長に対しては次長も説得に努め、又来熊の際部長よりも説得されている。

委員

腹栄村は、相当反対が強いようだが最近はどうか。

課長

問題は未だ相当残っているが、計画を今後かえる余地はない。又、腹栄村発足が長洲町との再合併が条件であったので、その線に添って促進したい。

委員

益南村は、合併形式は合体か編入か。

部長

対等合併が適当と思うが、現地で編入合併ということにまよれば、あくまで対等合併でなければならないというのではない。

委員

倉岳、栖本村の問題であるが、倉岳村では一応合併しているので編入ならばと思っているが、栖本村、倉岳村は合併はしているが、人口八、〇〇〇未満であり、対等合併を希望しているようだ。

課長

益南村と倉岳村とは全く逆である。

益南村は未合併町村である。

部長

栖本村は倉岳村が発足する際、自ら脱落したものであり、試案も四ヶ村合併であった。益南村は、小川町、海東村が合併しようと希望しながらも、二ヶ村だけで先に合併したのであり、未合併町村の取扱いを受ける。

委員

残った町村の多くは勧告の線で、最終に到達する方法であればよいが、そういう方法は各町村とも好まないと思う。今後は、審議会で未合併町村全部についてどうするかを検討したらどうか。本日六件を提案されたのは県当局として何か含みがあるか。

課長

未合併町村については、いずれも困難性がある。全般的に検討をお願いしたいと思っていたが、残りの地区については、なるべく早急に御審議をお願いしたいが、もう少し日をかしてもらいたい。

委員

本日、計画を定めることは一応村長等も了承していればよいが、計画を策定することは、それぞれの立場で困るのではないか。

又、他町村に対する影響はないか。

益南村は、村長が合併に賛成すれば、リコールまで行うといっている。村長はリコールされてもよいと思っているか。

部長

本日の六地区はそれぞれ事情は異なるが、タイミングの問題になっている。村長、議長ともに、なかなか言えないので、計画を策定して勧告でもしてもらいたいという希望もあっている。

益南村も従来の経過から村長はなかなか言えないが、青年団等も相当気がのっているので、今やってくれとの話も二、三あり、計画を策定して勧告の時期については、現地の実情に即して考えてゆきたい。

委員

部長の答弁で了承したい。

委員

理屈ではなく、感情の問題が多いと思われるので、原案賛成する。

委員

腹栄村は先の審議会で大挙おしかけたが、その後の状況はどうか。

部長

一〇月以降は相当以前と変わって来ている。

会長

いろいろご意見もありましたが、本日諮問された六地区について御異議ないか。

全員

異議なし。

会長

それでは、原案通り異議ない旨答申することに決定します。

第三回熊本県新市町村建設促進審議会会議録

◎日時 昭和三年三月二日 午後五時三〇分

議事

会長

本日知事から諮問されました、未合併町村一七ヶ町村についての町村合併計画について、一括御審議願います。

現在までの経過については、協議会において、県側から説明があったとおりでございます。

委員

原案には賛成するが、ここ四、五日間に色々話合う必要のある地区については、執行部において極力努力され、円満に解決することが必要であり、勧告の時期については執行部に一任したい。

会長

他に御意見ございませんか。

全員

異議なし。

会長

では、原案通り承認する。但し、話し合う必要のある町村については、県が極力努力して円満に解決するために、勧告の時期は県執行部に一任することとして、知事に答申いたします。

このように三回にわたる知事の合併勧告が行われたが、一部の町村を除いては知事勧告によって簡単に解決するほど容易なものではなく、内
部には政治的な対立や、財産問題、住民感情などいろいろの要請がうず
まいて、県の合併計画案に対しても激しい抵抗があり、知事勧告や総理
大臣の勧告も合併実現のキメ手にはならない状態であった。

しかし、知事勧告の行われた町村のうち、三三年一〇月末日までに二
〇地区のうち八地区の合併が実現し、一〇か町村が減少していよいよ合
併も大詰めを迎えたが、同年一二月一六日閣議決定を経た「町村合併最
終処理方針」が自治省から示されたので、本県においてもこれに準拠し
て、未合併町村について一部計画変更を含む町村合併最終処理計画を作
成し、翌三四年三月二三日県新市町村建設促進審議会に諮問した。審議
会は即日会議を開いて審議した結果、県計画案どおり知事に答申したの
で、県は内閣総理大臣との協議を経て同月三〇日、同計画により計画変
更になった八代郡竜峯、千丁地区など四地区のうち、八代市、竜峯村、
宮原町に対して新市町村建設促進法第二九条の二第一項の規定に基づき
知事の合併勧告を行うとともに、同じく計画変更により適正規模町村そ
の他の事由で合併勧告を行わないこととなった千丁、鏡、産山、波野、
横島の五か町村に対し、合併計画の解除を通告した。

町村合併最終処理計画

熊 本 県

区 分		最終処理計画における合併計画	人 口 (30.10.1)	面 積	合併の 目標時期	合併実現 の見 込	総理大臣 勧告の要	住民投票 の 要 否	備 考		
A	(2) 当該未合併町村 が合併の意志を 決定しないため 全体の合併の実 現が阻害されて いるもの	×免 田 町	7,029	10.15	9月	乙	要	否			
		×上 村	7,786	90.24							
	×須 恵 村	2,017	17.49	9月	乙	否	否				
	×深 田 村	3,112	21.02								
×岡 原 村	4,063	20.36									
	(3) 当該未合併町村 の規模が著しく 適正を欠くもの	×上松求磨村	7,206	47.80	9月	乙	否	否			
		×下松求磨村	8,038	75.68							
	×百 済 来 村	3,899	36.79								
	○植 木 町	23,031	59.29	9月	丙	否	否				
×田 底 町	3,530	6.11									
B	町村合併の方向を示し合併の実現を 期待するもの	×山 西 村	4,734	53.25	9月	丙	否	否			
		×河 原 村	2,219	23.54							
		×長 陽 村	6,426	39.79	9月	乙	否	否			
		×久 木 野 村	4,129	50.99							
		×白 水 村	7,597	48.28							
×湯 前 町	8,768	48.54	9月	乙	否	否					
×水 上 村	7,155	192.44									
×栖 本 村	5,604	32.27	9月	乙	要	否					
○倉 岳 村	7,888	25.56									
×姫 戸 村	6,238	18.85	9月	乙	要	否					
○竜ヶ岳村	9,167	17.52									
×竜 峯 村	3,064	8.73	9月	甲	否	否	×竜峯村 ×千丁村				
×宮 原 町	6,241	9.01									
○八 代 市	96,359	132.8									
C	(1) 合併不能町村に 準ずるもの	×産 山 村	3,390	60.54					×産山村 ×波野村		
		×波 野 村	3,755	71.29							
をには合併 す準適併 るず正不 もる規能 の取模町 扱町村 い村又	(2) 適正規模町村に 準ずるもの	×横 島 村	7,561	16.12					×横島村 ○玉名市 ×竜峯村 ×千丁村		
		×千 丁 村	8,718	11.20							
合 計	区 分	A	(1)	(2)	(3)	B	計	区 分	C	(1)	(2)
	合 併 計 画 数	4	—	2	2	5	9	町村数	4	2	2
	未合併 町村数	11	—	8	3	9	20	/	/	/	/

地第二五八号

昭和三四年三月二三日

熊本県知事 寺本 広作

熊本県新市町村建設促進審議会

会長 河津 寅雄 殿

町村合併最終処理計画及び処理方法について

(諮問)

昭和三三年一月一六日閣議決定により町村合併最終処理方針が別紙のとおり示されましたが、これに準拠して本県の未合併町村について、町村合併最終処理計画を作成する必要がありますので、この計画の作成及びこれに基く処理方法について貴審議会の御意見を承りますよう諮問します。

昭和三四年三月 日

熊本県新市町村建設促進審議会

会長 河津 寅雄

熊本県知事 寺本 広作 殿

町村合併最終処理計画及び処理方法について

(答申)

昭和三四年三月二三日付地第二五八号をもって意見を求められた町村合併最終処理計画及び処理方法については別紙のとおり定めることが適当と思われるのでこの旨答申する。

新市町村建設促進審議会会議録

日時 昭和三四年三月二三日 午後一時開会

議事

会長

本日県側から諮問されている事項は、さきに勧告された地区の合計計画を变える必要がある地区はないか。又未合併地区を最終処理方針に基いて三段階に分類して促進するが、その分類をどうするかの二点にあるが、審議方法をどうするかお計りしたい。

委員

地方課長より各地区毎に経過の説明があったので、各地区毎に審議したら

どうか。

会長

委員としては、免田地区五ヶ町村の計画には反対ではないと思われるが。

委員

原則的に反対するのではないが、現在のままでは仲々困難だ。促進方策について充分検討した方がよいと思う。

委員

山西、河原地区は適当な案と思われるが、郡の所属については自治庁案としてはふれていないが、審議会で検討すべき問題か。

課長

合併計画案のみを一応審議していただき、郡の問題は別途考慮したい。

委員

産山、波野村については両村の農業形態も異なっているし、地形的にも細長いために合併後の効果も薄いので、不能町村として取扱うことが妥当と思われる。

山西、河原地区については妥当と思われるので促進してもらいたい。

郡の問題は別途考慮することが適当と思われる。長陽、白水、久木野地区については地形的には妥当であるが、長陽村は立野地区の合併の際紛争しており、合併問題については再度紛争を起すことを心配しているので反対が強い。

久木野と白水との二か村にするか、従来通りとするか充分検討すべきと思われる。

委員

合併計画は従来定まっているし、白紙にして申されるがどの程度のお考えか。

部長

従来まで勧告の線で促進してきたが、諸種の事情で困難視されているので、町村合併についても一応最終結論を出す時期であり、何とか計画でも変更して実現するものならと思われるので、従来までの計画にとらわれずに考えた意味である。

委員

計画変更の手続は三月末日までとなつてはいるが、合併の可能性、及び時期について充分考へて作成すべきではないか。

課長

目標は一応九月としているが、合併の時期等については関係市町村が協議すべきことであり、合併計画作成については時期をあわせて考へることは適当ではない。

委員

竜峯村は八代市編入を議決しているので計画変更しても異議はないが、宮原町では住民の意向がまとまっておらず当分不能町村として取り扱つたらどうか。

課長

竜峯村と同時に市編入することが望ましいが、困難な事情が多いため今後計画の線に添つて促進したい。計画は住民の意向等も考慮して、八代市との計画に変更した方が妥当と思われる。

委員

免田地区の場合は、二ヶ村案、三ヶ町村案、五ヶ町村案と三種類考へられるので計画変更を本日決定するには早すぎると思われる。

委員

計画を定めるだけでなく、実現の見透しも考へるべきではないか。

会長

委員は免田地区は五ヶ町村合併には反対の意味か。

委員

反対ではない。しかし合併の方法を考へるべきだと思ふ。

委員

計画変更すべきところを、三月末日まで手続をとらなかつた場合はどうなるか。

会長

三月末日まで手続しなければ、その後は出来ないので変更した方がよいと思はれる地区については、本日充分協議願ひたい。

委員

八代市、竜峯村、宮原町については宮原町が一応紛争が予想されるが、将

来は八代市に編入さるべき地域であり、計画変更が妥当という県の見解であれば仕方がないので、今後の指導を充分願ひする。

会長

色々と御意見もあるが未合併町村の現況も充分わかつたので、自治庁案を中心に検討を加えたい。

委員

具体的に検討する前に町村合併の意義等を考へて、委員会としても未合併町村の隘路等を充分検討して合併の促進に当りたい。

会長

横島村、産山村、波野村、千丁村をC項として計画変更することには異議はないか。

全員

異議なし。

会長

姫戸村、竜ヶ岳村については
栖本村、倉岳村については

全員

異議なし

会長

湯前町、水上村については

委員

最後にしてもらいたい。

会長

長陽村、白水村、久木野村については

委員

しばらく保留されたい。

会長

山西村、河原村については
植木町、田底村については

上松求麿村、下松求麿村、百済来村については

全員

異議なし

会長

八代市、竜峯村、宮原町については

委員

宮原町を不能町村として残すことについては自治庁とも折衝していない。

会長

免田地区、長陽地区、湯前地区、竜峯宮原地区については現地調査でもし

て見たらどうか。

委員

南郷谷（長陽地区）は原案通りしてもらいたい。

委員

八代市、竜峯村、宮原町については計画変更してもらいたい。

会長

免田地区、湯前地区についてはどうか。

委員

免田地区は最終的に五ヶ町村すべきであり、原案通りの方が妥当と思う。

湯前地区についても原案通り賛成したい。

会長

全地区について御審議願ひ、自治庁案に賛成してもらったので審議会としてはその旨答申したい。

新市町村建設促進法第二八条第一項の規定により定められた当該未合併町村に係る町村合併計画	同法第二九条の二第一項の規定により同上の町村合併計画を更にした場合の町村合併計画	町村合併計画を変更する理由 竜峯村、八代市ともに編入を議決し、知事宛にも申請済みであるためである。千丁村は適正規模町村として取扱う。
---	--	---

鏡町	八代市	宮原町は住民の大半も八代市編入を希望し、昭和三二、三、二五に議決しており八代市も編入については異議がないためである。
産山村	竜峯村	両村は阿蘇高原地帯であり農業形態も全く相反し、両村が合併しても地形的に細長く合併の効果が薄いためである。
波野村	宮原町	両村は阿蘇高原地帯であり農業形態も全く相反し、両村が合併しても地形的に細長く合併の効果が薄いためである。
玉山市	横島村	横島村は適正規模町村として取扱う。

勧告書

八代市

新市町村建設促進法第二九条の二第一項の規定により熊本県新市町村建設促進審議会の意見をきき内閣総理大臣に協議して別紙のように貴市に係る町村合併に関する計画を定めたので、これに基づき町村合併を行うよう同法同条同項の規定に基づき勧告する。

昭和三四年三月三〇日

熊本県知事 寺本広作

勧告書

宮原町 竜峯村

貴町村についてはさきに昭和三二年三月二九日付をもって新市町村建設促進法第二八条第一項の規定に基づき鏡町、千丁村との合併計画を定め、町村合併を行うよう勧告したが、今般新市町村建設促進法第二九条の二第一項の規定により熊本県新市町村建設促進審議会の意見をきき内閣総理大臣に協議して別紙のように貴町村に係る町村合併に関する計画を定めたので昭和三二年三月二九日付の町村合併に関する勧告を取り消し、本計画に基づき町村合併を行うよう同法同条同項の規定に基づき勧告する。

昭和三十四年三月三〇日

熊本県知事 寺本 広作

町村合併計画

市町村名	人口	面積	合併後		内閣総理大臣との協議成立
			人口	面積	
八代市	六、三五九	一三三・八〇	一〇五、六六四	一五〇・五四	昭三四、三、三二
八代郡竜峯村	三、〇六四	八七三			
〃 宮原町	六、二四一	九〇一			

地第三二〇号

昭和三十四年三月三〇日

熊本県知事 寺本 広作

玉名市長
鏡 町長

産山、波野、横島、千丁村長

町村合併に関する計画の変更について

貴市（町村）については新市町村建設促進法第二八条第一項の規定に基き、昭和三十二年三月二十九日付をもって〇〇市（町村）との町村合併計画を定め町村合併を行うよう勧告したが、今般新市町村建設促進法第二九条の二第一項の規定に基き本計画を解除したので通知する。

町村合併一覧表（昭三一・一〇・一以降）

合併前の市町村名	同上人口	同上面積	合併後の市町村名	同上人口	同上面積	合併年月日	合併の種類
熊本市	三三、四、一二七	一一五・二二	熊本市	三四三、二二一	一三八・三二	三二、一、一	編入
小島町	四、六六五	四・七八					
竜田村	四、四一九	八・三三					

第五節 新市町村建設促進法施行以後の合併状況

昭和三十一年一月七日の第一次勧告から、同三十四年三月三〇日の最終勧告までの知事勧告によって、同三十二年一月一日飽託郡小島町および竜田村が熊本市に、葦北郡二見村が八代市にそれぞれ編入したのを始め、合併勧告がなされていない地区を含めて一二地区の町村合併が実現した。そのうち八地区が知事勧告を受けた地区となっている。

その後も合併は漸次進められ、昭和三十五年九月阿蘇郡西原村が新しく誕生するなど三地区の合併が実現し、最終的には、県の合併計画のうち合併不能町村五か村、未合併町村一四か町村となったわけである。

昭和三十六年四月一日八代郡坂本村の誕生を最後に、本県の市町村数は一市、四一町、四九村の合計一〇一市町村となり、町村合併促進法が施行された昭和二十八年一月一日現在の市町村数に対して、六市が増加し、二二五カ村が減少したが、これは県の合併計画に対して九八パーセントの進捗率であった。

また、町村の平均規模も、昭和二十八年一月一日現在における平均人口四、二六八人、平均面積二一・九六平方キロメートルは合併完了後は平均人口一四、六九六人、平均面積七八・八四平方キロメートルに拡大され、まさに驚異的な変革を遂げたわけで、本県地方自治発展の基礎を作ったものと言ふことができよう。

新市町村建設促進法が施行された昭和三十一年一月一日以降の町村合併状況は次表のとおりである。

海益小 東南川 村村町	腹長 栄洲 村村町	野高 尻森 村村町	砥用 町の 一部 中央 村	中名 島連 川村 村	矢部 町	宮本 地渡 岳市 村	河牛 浦深 市の 一部 町	菊池 鹿村 の族 の族 町	二八 見代 村市
四、二 三五	七、二 五〇	一〇、 八八 八	八、三 二六	四、五 二三	一八・ 七一 五	四一、 五五 六	一四、 六六 一	三四、 九五 四	九一、 九五 六
一八・ 九六	一二・ 四〇	一〇五・ 四九	三五・ 〇八	七三・ 五四	一六三・ 三〇	二二四・ 二二	二五・ 一〇	一七八・ 九一	一〇八・ 三四
小川 町	長洲 町	高森 町	中央 村	矢部 町	本渡 市	河浦 町	菊池 町	八代 市	
一八、 一四四	一七、 一三九	一三、 七九二	八、三 九四	二六、 一四四	四三、 四六六	一五、 二四六	三五、 七〇四	九六、 三五八	
四〇・ 三四	一六・ 八七	一七四・ 一一	三五・ 六七	二九八・ 〇九	一四四・ 五八	一二〇・ 七六	一八二・ 一七	一三三・ 〇七	
三三、 三、 三一	三三、 一〇、 一	三三、 八、 一	三三、 七、 一	三三、 四、 一	三三、 三、 三一	三三、 三、 一	三三、 二、 一	三三、 一、 一	
合 体	合 体	編 入	境 界 変 更	編 入	編 入	境 界 変 更	境 界 変 更	編 入	

熊本市	三四三、二一一 四、六〇〇	一三八・三三二 一〇・〇三	熊本市	三四七、八一	一四八・三五	三三、四、一	編入
宇土町	二六、三三七 七、六五四	五一・四四 二一・九二	宇土市	三三、九九一	七四・三六	三三、一〇、一	編入
山西村	四、五五五 二、一五三	五三・一三 二三・二五	西原村	六、七〇八	七六・三八	三五、九、一	合体
八代市			八代市	一〇三、四八八	一三八・二三	三六、三、一	編入
下松求磨村	六、七二五	四八・一三	坂本村	一八、五九〇	一六二・一九	三六、四、一	合体
上松求磨村	八、一六二	七六・五九					
百済来村	三、七〇三	三七・四七					

地第二〇七号

昭和三十六年三月九日

熊本県知事 寺本 広作

植木、田底、長陽、久木野
白水、倉岳、栖本、竜ヶ岳
姫戸、免田、上、須恵
深田、岡原、湯前、水上

各町村長あて

町村合併の最終処理について

御承知のように、現行の新市町村建設促進法は、本年六月末日をもってその効力を失うこととなり、町村合併の最終処理段階に立ち至りましたので、別紙(写)の自治事務次官通達の次第もあり、よろしく御承知ください。

記

1 都道府県知事の合併勧告、又は、自治大臣の合併勧告がなされ、現在なお

町村合併の実現をみない合併案件については、合併の障害となっている諸事情をさらに検討し、適切な対策を講ずるとともに、関係市町村及び関係住民に対して、最終的な考慮を促すこと。

2 法第二六条、第二七条又は第二七条の二の規定に基づき、町村合併調整委員のあつせん、又は、調停に付されている町村合併に伴う争論であつて、現在なお未解決のものについては、あつせん、調停、住民投票等により、最終的な解決をみるよう、促進をはかること。

3 前項以外の町村合併に伴う争論であつて、貴職、又は、新市町村建設促進審議会委員等においてあつせん、又は、調停を行っているものについても、最終的な解決をはかるよう措置すること。

4 2及び3の争論の現状及び今後の処理の見とおし、又は、処理の方法等については、二月末日までに連絡されたいこと。

(別紙省略)

○各都道府県別町村合併進捗状況（昭和三十三年四月一日現在）

都道府県	国の合併全体計画に対する進捗率		都道府県の合併計画に対する進捗状況		昭和三十一年一月一日以降	
	合併計画に より減少予 定の町村数 (イ)	合併により 減少した町 村数 (ロ)	合併計画に より減少予 定の町村数 (ハ)	合併により 減少した町 村数 (ニ)	合併計画に より減少予 定の町村数 (ホ)	合併により 減少した町 村数 (ヘ)
北海道	一一〇	五六	六六	五六	一七	七
青森	八九	九六	一〇七	九六	一三	二
岩手	一四七	一六三	一七〇	一六三	一一	五
宮城	一〇八	一一二	一一〇	一一二	一一	三
秋田	一五六	一五六	一六五	一五六	一一	二
山形	一五一	一七六	一七七	一七六	七	六
福島	二五七	二六六	二七八	二六六	一四	二
茨城	二五五	二八五	二八六	二八五	九	八
栃木	九五	一九九	一二四	一九九	九	四
群馬	一一七	一二〇	一三四	一二〇	二二	九
埼玉	二二一	二三五	二四八	二三五	二四	一
千葉	一九一	一八九	一九五	一八九	九	三
東京都	四〇	四五	四八	四五	八	五
神奈川県	七一	八二	八二	八二	一	一
新潟	二五四	二六八	二九六	二六八	四三	一五
富山	一一五	一一三	一二五	一一三	一七	五
石川	一二五	一三九	一四一	一三九	一四	二
福井	一〇四	一〇九	一一四	一〇九	一〇	五
山梨	一三八	一二八	一五一	一二八	二三	〇

合鹿宮大熊長佐福高愛香徳山広岡島鳥島和奈兵大京滋三愛静岐長																											
児	歌																										
計島崎分本崎賀岡知媛川島口島山根取山良庫阪都賀重知岡阜野																											
六、 二五三	二六	二四	一三三	二二二	八二	七五	一五三	一〇五	一四四	一〇二	七九	一〇九	二二六	一八八	一四二	九六	一三二	九〇	二一七	八〇	一〇一	一〇九	一九五	一四九	一九二	二四四	
六、 四四六	四九	二七	一三二	二一八	七六	七八	一五二	一一〇	一五六	一一三	六九	一一五	二二〇	一七六	一四〇	八九	一三九	九二	二二九	九八	一〇三	一〇九	二〇〇	一七	一八五	一八二	二一六
一〇三	一八八	一一三	九九	九八	九三	一〇四	九九	一〇五	一〇八	一一	八七	一〇六	九七	九四	九九	九三	一〇五	一〇二	一〇六	一二三	一〇一	一〇〇	一〇三	一〇三	一二四	九五	八八
六、 九三七	七五	二九	一三四	二三四	九三	八四	一六四	一三〇	一七〇	一一八	八三	一二二	二二三	一九八	一四四	一〇四	一五二	一〇〇	二二七	一一三	一〇二	一一四	二二三	二二四	二〇〇	一九四	二六五
六、 四四六	四九	二七	一三二	二一八	七六	七八	一五二	一一〇	一五六	一一三	六九	一一五	二二〇	一七六	一四〇	八九	一三九	九二	二二九	九八	一〇二	一〇九	二〇〇	一七	一八五	一八二	二一六
九三	六五	九三	九九	九三	八二	九二	九三	八五	九二	九六	八三	九四	九九	八九	九七	八六	九一	九二	一〇一	八七	九九	九六	九四	九四	九三	九四	八一
七八五	二八	八	二	二七	二一	七	一五	二六	二〇	八	一九	九	一一	二三	一三	二〇	二二	三〇	一五	二二	一〇	八	二二	一〇	三五	一五	六四
二九三	二	六	〇	一	四	一	三	六	六	三	五	二	八	一	九	五	九	二	二	二	七	四	三	九	三	二〇	一四
三七	七一	七五	〇	四	一九	一四	二〇	二三	三〇	三八	二六	二二	七三	四三	六九	二五	四一	七三	一四七	三二	四〇	三八	四一	三〇	五七	二〇	二二

○合併計画完了時における町村数平均人口及び平均面積に関する調

都 道 府 県	町村合併促進法施行時の町村の状況		都道府県の合併計画による町村合併完了後の状況	
	町 村 数	一町村当り平均人口 (人)	一町村当り平均面積 (平方キロメートル)	町 村 数
北海道	二六二	一〇、三三五	二八〇・一五	一八〇
青森	一六〇	六、二七二	五九・〇八	五七
岩手	二一六	五、二五七	六七・五〇	四五
宮城	一八三	六、二九三	三七・七三	五四
秋田	二二〇	四、八五七	五〇・三〇	五〇
山形	二二七	四、九七〇	四二・七三	四五
福島	三七四	四、七〇九	三六・〇六	一〇四
茨城	三六二	五、〇〇七	一五・八〇	八七
栃木	一六五	七、三八六	三八・七〇	三八
群馬	一九一	六、三四二	三二・四五	五三
埼玉	三一五	五、〇四七	一一・二三	七三
千葉	二七五	五、四五〇	一六・四〇	六四
東京都	七一	七、五二六	一七・八八	三一
神奈川県	一〇八	五、六八七	一四・一〇	三一
新潟	三七七	五、二一八	三二・六〇	一一〇
富山	一四六	四、二二四	一五・八九	三〇
石川	一七七	三、四〇一	二一・九四	三四
福井	一四六	三、六八〇	二六・七五	三七
山梨	一九〇	三、四四〇	二二・〇〇	四四
長野	三七二	四、五三五	三五・九〇	一四三
岐阜	二八〇	三、九三〇	三五・一五	七六
静岡県	二六九	五、八八七	二八・〇八	七三

